

宮津市公報

平成28年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目 次

条 例

1 宮津市部設置条例	1
2 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
3 宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
4 宮津市行政不服審査会条例	17
5 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	17
6 宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例	24
7 宮津市職員の退職管理に関する条例	27
8 宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例	28
9 宮津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例	28
10 宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	30
11 宮津市実費弁償条例の一部を改正する条例	31
12 宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	31
13 美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例	31
14 宮津市市税条例の一部を改正する条例	33
15 宮津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例	34
16 宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例	34
17 宮津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例	35
18 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例	36
19 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	36

規 則

1 宮津市公報発行規則等の一部を改正する規則	37
2 宮津市事務分掌規則	39
3 宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則	47
4 宮津市職員の退職管理に関する規則	48
5 初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則	52
6 宮津市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則	52
7 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	53
8 宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	53
9 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則	54
10 がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則	54
11 母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則	55
12 宮津市情報公開条例施行規則及び宮津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	55

告 示

9 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定	56
10 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更(岩ヶ鼻自治会)	56
11 国民健康保険被保険者証の無効	57
12 都市計画事業の事業計画の変更の認可	57
13 宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱	58

14 宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱の一部を改正する要綱	58
15 宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	60
16 平成28年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	60
17 宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱	61
18 宮津市地域福祉推進計画協議会設置要綱	63
19 宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱	64
20 宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱	64
21 宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱	67
22 宮津市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱	67
23 宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱	67
24 宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱	68
25 宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱	68
26 宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱	68
27 宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱	69
28 宮津市骨髄等ドナー支援助成金交付要綱	69
29 宮津市介護保険における保険給付費の受領委任払実施要綱の一部を改正する要綱	70
30 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱	70
31 宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	71
32 宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	71
33 つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱	71
34 宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱	71
35 宮津市法定外公共物等整備事業費補助金交付要綱	72
36 宮津市雨水タンク購入費補助金交付要綱	73
37 宮津市情報収集機器設置事業補助金交付要綱を廃止する要綱	74
38 宮津市公印の廃止	74
39 宮津市公印の調製	75
40 ふるさと宮津応援寄附の収納の事務委託	75
41 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	75
42 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	75
43 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	76
44 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務委託	76
45 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	76
46 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	76
47 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	76
48 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	77
49 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	77
50 宮津市菅宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	77
51 宮津市菅天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	77
52 宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務委託	78
53 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	78
54 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	78
55 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	80
56 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	81
57 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	82
58 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	83
59 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	84
60 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	85
61 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	86
62 固定資産の価格等の登録	87
63 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示	87

訓 令

1 宮津市重要課題特別チーム設置規程等の一部を改正する規程	89
2 宮津市理事者会議設置要綱等の一部を改正する要綱	93
3 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	94
4 宮津市囑託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領	97
5 辞令文例を廃止する訓令	97
6 宮津市人権教育・啓発推進本部設置規程	98

公 告

10 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業の事業計画の変更	98
11 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	99
12 宮津都市計画下水道の変更許可に係る図書の縦覧	99
13 宮津都市計画下水道の認可に係る事業の施行	99
14 公示送達	100
15 公示送達	100

水 道 企 業

《告 示》

2 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	101
---------------------	-----

《規 程》

1 宮津市水道事業処務規程等の一部を改正する規程	101
2 市長に対する事務委任規程	103

議 会

《規 程》

1 宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程	104
------------------------	-----

教 育 委 員 会

《規 則》

1 宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	104
2 宮津市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則	105

《告 示》

4 宮津市教育委員会臨時会の招集	106
5 宮津市教育委員会定例会の招集	106
6 宮津市通学路安全推進協議会設置要綱及び宮津市スクールガード・リーダー設置要綱の一部を改正する要綱	106

《訓 令》

1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程等の一部を改正する規程	106
--------------------------------	-----

選挙管理委員会**《告示》**

- 2 有権者総数の50分の1の数…………… 110
- 3 有権者総数の3分の1の数…………… 110
- 4 有権者総数の6分の1の数…………… 110
- 5 農業委員会委員選挙に係る平成8年選管告示第6号及び平成26年選管告示第15号の廃止・ 110

《規程》

- 1 宮津市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程…………… 110

公平委員会**《規則》**

- 1 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則…………… 111
- 2 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則…………… 112
- 3 再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則…………… 112
- 4 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 113

監査委員**《規程》**

- 1 宮津市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程…………… 113

《監査公表》

- 79 定期監査結果の公表…………… 113

農業委員会**《告示》**

- 4 宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程…………… 119

固定資産評価審査委員会**《規程》**

- 1 宮津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程…………… 120

条 例

宮津市部設置条例をここに公布する。

平成28年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第1号

宮津市部設置条例

宮津市室設置条例（平成18年条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。

総務部

企画部

市民部

健康福祉部

産業経済部

建設部

（分掌）

第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務部

- (1) 法規及び文書に関すること。
- (2) 職員に関すること。
- (3) 広報広聴及び国際交流に関すること。
- (4) 財政に関すること。
- (5) 財産管理に関すること。
- (6) 消防及び防災に関すること。

企画部

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 自立循環型経済社会構築の推進に関すること。
- (3) 地域の活性化に関すること。
- (4) 定住促進に関すること。
- (5) 環境政策に関すること。
- (6) 人権政策に関すること。
- (7) 観光振興に関すること。
- (8) 観光まちづくりの推進に関すること。
- (9) 中心市街地の活性化に関すること。

市民部

- (1) 住民基本台帳、戸籍等に関すること。
- (2) 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等に関すること。
- (3) 生活衛生に関すること。
- (4) 市税に関すること。

健康福祉部

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 介護保険に関すること。
- (3) 健康増進に関すること。
- (4) 地域医療に関すること。

産業経済部

- (1) 産業政策に関すること。
- (2) 産業起こし及び企業立地に関すること。
- (3) 商工業に関すること。
- (4) 農林業及び水産業に関すること。

建設部

- (1) 道路、河川等に関すること。
- (2) 都市計画及び景観に関すること。
- (3) 住宅及び建築に関すること。
- (4) 水道に関すること。
- (5) 下水道に関すること。
- (6) 水洗化に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
(宮津市新しい行政推進委員会設置条例の一部改正)
- 2 宮津市新しい行政推進委員会設置条例(昭和60年条例第30号)の一部を次のように改正する。
第6条中「企画担当室」を「企画担当課」に改める。
(宮津市特別職報酬等審議会条例の一部改正)
- 3 宮津市特別職報酬等審議会条例(昭和40年条例第5号)の一部を次のように改正する。
第6条中「人事担当室」を「人事担当課」に改める。
(宮津市都市計画審議会条例の一部改正)
- 4 宮津市都市計画審議会条例(昭和45年条例第35号)の一部を次のように改正する。
第8条中「都市計画担当室」を「都市計画担当課」に改める。
(宮津市子ども・子育て会議条例の一部改正)
- 5 宮津市子ども・子育て会議条例(平成25年条例第31号)の一部を次のように改正する。
第8条中「児童福祉担当室」を「児童福祉担当課」に改める。
(宮津市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 6 宮津市水道事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第22号)の一部を次のように改正する。
第4条中「建設室」を「建設部」に改める。
(宮津市いじめ防止対策推進委員会及び宮津市いじめ調査委員会条例の一部改正)
- 7 宮津市いじめ防止対策推進委員会及び宮津市いじめ調査委員会条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。
第12条中「人権担当室」を「人権担当課」に改める。

* * *

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第2号

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例(昭和60年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市長及び副市長の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮津市長及び副市長の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	141,900	192,600	229,200	264,600	291,800	323,200
	2	143,000	194,400	230,900	266,700	294,100	325,500
	3	144,200	196,200	232,400	268,700	296,400	327,800
	4	145,300	198,100	234,000	270,800	298,700	330,100
	5	146,400	199,700	235,500	272,800	300,800	332,400
	6	147,500	201,500	237,200	274,900	303,100	334,500
	7	148,600	203,300	238,800	277,000	305,400	336,700
	8	149,800	205,100	240,400	279,100	307,700	338,900
	9	150,900	206,900	241,900	281,200	309,900	341,100
	10	152,300	208,700	243,400	283,300	312,200	343,300
	11	153,600	210,500	245,000	285,400	314,500	345,500
	12	154,900	212,300	246,600	287,500	316,800	347,700
	13	156,200	213,800	248,100	289,600	319,000	349,700
	14	157,800	215,600	249,600	291,700	321,200	351,800
	15	159,300	217,300	251,300	293,800	323,400	353,900
	16	160,900	219,100	253,100	295,900	325,600	356,000
17	162,200	220,800	254,800	297,900	327,700	357,900	

18	163,700	222,600	256,800	300,000	329,800	359,900
19	165,300	224,200	258,800	302,100	331,900	361,900
20	166,800	225,800	260,800	304,200	333,900	363,800
21	168,200	227,300	262,700	306,300	336,000	365,900
22	170,900	229,000	264,600	308,400	338,100	367,800
23	173,600	230,700	266,500	310,500	340,200	369,800
24	176,200	232,300	268,300	312,600	342,300	371,800
25	178,900	233,700	270,300	314,500	343,900	373,800
26	180,600	235,200	272,200	316,600	345,900	375,800
27	182,400	236,700	274,100	318,700	347,900	377,800
28	184,100	238,100	276,000	320,800	349,900	379,800
29	185,600	239,400	277,800	322,800	351,700	381,400
30	187,400	240,600	279,700	324,900	353,600	383,200
31	189,200	241,800	281,600	327,000	355,500	385,000
32	191,000	243,300	283,500	329,100	357,400	386,700
33	192,600	244,700	285,200	330,700	359,300	388,500
34	194,100	246,200	287,100	332,700	361,100	389,900
35	195,600	247,700	289,000	334,800	362,900	391,500
36	197,100	249,300	290,900	336,900	364,600	393,100
37	198,500	250,600	292,600	338,800	366,100	394,600
38	199,800	252,200	294,400	340,800	367,400	395,800
39	201,100	253,800	296,200	342,800	368,800	397,000
40	202,400	255,400	298,000	344,800	370,200	398,200
41	203,700	256,800	299,800	346,700	371,700	399,300
42	205,000	258,200	301,500	348,600	372,600	400,500
43	206,400	259,600	303,200	350,500	373,700	401,700
44	207,700	261,000	304,900	352,400	374,800	402,900
45	208,900	262,200	306,600	353,900	375,600	403,600
46	210,200	263,600	308,300	355,400	376,500	404,300
47	211,500	265,000	310,000	356,900	377,400	405,000
48	212,800	266,400	311,700	358,400	378,300	405,700
49	214,000	267,700	312,900	360,100	379,300	406,300
50	215,100	268,900	314,500	360,900	380,100	407,000
51	216,100	270,200	316,100	362,100	380,900	407,700
52	217,200	271,500	317,700	363,100	381,700	408,400
53	218,300	272,600	319,400	364,000	382,400	409,100
54	219,300	273,800	321,000	365,100	383,100	409,800
55	220,200	275,100	322,600	366,100	383,800	410,500
56	221,200	276,400	324,200	367,200	384,500	411,100
57	222,000	277,500	325,700	368,100	385,000	411,700
58	222,900	278,600	326,900	368,800	385,600	412,300
59	223,800	279,700	328,100	369,500	386,300	412,900
60	224,700	280,800	329,300	370,200	387,000	413,500
61	225,400	282,000	330,100	370,700	387,400	414,000
62	226,400	283,000	331,000	371,300	388,100	414,700
63	227,300	284,000	331,800	372,000	388,700	415,300
64	228,200	285,000	332,600	372,700	389,300	415,900
65	228,900	285,800	333,500	373,000	389,800	416,200
66	229,900	286,700	333,900	373,700	390,400	416,800

67	230,800	287,600	334,700	374,400	391,000	417,500
68	231,900	288,500	335,500	375,100	391,600	418,000
69	232,700	289,500	336,300	375,500	392,000	418,500
70	233,400	290,300	337,000	376,100	392,600	419,200
71	234,100	291,100	337,700	376,800	393,300	419,900
72	234,900	291,900	338,400	377,400	393,900	420,600
73	235,700	292,700	338,900	377,800	394,200	421,100
74	236,400	293,200	339,500	378,400	394,900	421,800
75	237,100	293,700	340,100	379,100	395,600	422,500
76	237,900	294,200	340,700	379,700	396,100	423,200
77	238,600	294,300	341,000	380,100	396,500	423,700
78	239,400	294,700	341,500	380,600	397,200	
79	240,200	294,900	341,900	381,200	397,900	
80	241,000	295,300	342,400	381,700	398,600	
81	241,700	295,500	342,800	382,200	399,100	
82	242,400	295,700	343,300	382,800	399,800	
83	243,100	296,100	343,800	383,400	400,500	
84	243,800	296,400	344,300	383,800	401,200	
85	244,500	296,700	344,700	384,400	401,700	
86	245,200	297,000	345,100	385,000		
87	246,000	297,300	345,600	385,600		
88	246,700	297,700	346,000	386,200		
89	247,400	298,000	346,300	386,900		
90	247,900	298,400	346,700	387,500		
91	248,400	298,800	347,200	388,100		
92	248,900	299,200	347,600	388,700		
93	249,200	299,300	347,800	389,400		
94		299,600	348,200			
95		300,000	348,700			
96		300,400	349,100			
97		300,600	349,200			
98		300,900	349,700			
99		301,300	350,200			
100		301,700	350,500			
101		301,900	350,800			
102		302,200	351,200			
103		302,600	351,600			
104		302,900	352,000			
105		303,100	352,500			
106		303,400	352,900			
107		303,800	353,300			
108		304,100	353,700			
109		304,300	354,200			
110		304,700	354,600			
111		305,100	355,000			
112		305,400	355,300			
113		305,500	355,800			
114		305,800				
115		306,100				

	116		306,500				
	117		306,700				
	118		306,900				
	119		307,200				
	120		307,500				
	121		307,900				
	122		308,100				
	123		308,400				
	124		308,700				
	125		309,100				
再任用 職員		188,800	216,700	258,700	278,900	294,300	320,200

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	155,500	171,600	290,900
	2	157,000	173,800	293,500
	3	158,600	175,900	296,500
	4	160,100	178,100	299,100
	5	161,800	180,100	301,600
	6	163,700	182,400	304,100
	7	165,600	184,600	306,800
	8	167,400	186,800	309,900
	9	169,200	189,100	312,900
	10	171,300	192,000	315,800
	11	173,400	194,700	318,700
	12	175,400	197,500	321,600
	13	177,400	200,400	324,300
	14	179,600	202,100	326,600
	15	181,900	203,700	328,800
	16	184,100	205,500	331,100
	17	186,400	207,300	333,400
	18	189,000	209,000	335,700
	19	191,600	210,700	338,000
	20	194,100	212,300	340,300
	21	196,600	214,200	342,600
	22	198,400	216,100	344,900
	23	200,100	218,000	347,200
	24	201,800	219,900	349,500
	25	203,300	221,700	351,700
	26	204,900	223,700	353,600
	27	206,600	225,700	355,500
	28	208,100	227,700	357,400
	29	209,800	229,700	359,300
30	211,500	232,400	361,200	

31	213,200	235,100	362,900
32	215,000	237,900	364,800
33	216,500	240,500	366,600
34	218,200	243,300	368,300
35	219,900	246,000	370,100
36	221,700	248,700	371,900
37	223,200	251,200	373,800
38	224,900	253,800	375,400
39	226,600	256,300	377,000
40	228,300	258,700	378,600
41	230,000	261,400	379,900
42	231,700	263,900	381,400
43	233,300	266,100	382,900
44	234,900	268,300	384,400
45	236,600	270,600	386,000
46	238,200	272,800	387,600
47	239,600	275,000	389,200
48	241,000	277,100	390,800
49	242,400	279,500	392,200
50	243,800	281,500	393,700
51	245,300	283,900	395,200
52	246,600	286,500	396,700
53	247,800	289,000	397,900
54	249,200	291,600	399,200
55	250,500	294,100	400,300
56	251,700	296,600	401,500
57	253,000	298,900	403,000
58	254,300	301,500	404,200
59	255,400	304,100	405,500
60	256,900	306,800	406,800
61	258,400	309,300	408,100
62	259,900	311,800	409,100
63	261,400	314,300	410,500
64	262,800	316,800	411,900
65	264,100	319,200	413,100
66	265,700	321,400	414,200
67	267,300	323,600	415,400
68	268,800	325,800	416,600
69	270,500	328,100	417,600
70	272,000	330,300	418,800
71	273,500	332,500	420,000
72	275,000	334,600	421,200
73	276,200	336,800	422,000
74	277,500	339,000	422,800
75	278,800	341,200	423,600
76	280,100	343,400	424,400
77	281,500	345,300	425,000
78	282,700	347,200	425,800
79	283,900	349,100	426,500

80	285,100	351,000	427,200
81	286,400	352,800	428,000
82	287,500	354,600	428,600
83	288,700	356,400	429,100
84	289,900	358,200	429,800
85	290,900	359,600	430,500
86	291,900	361,300	431,000
87	292,900	363,000	431,600
88	293,900	364,600	432,300
89	295,000	366,100	433,000
90	295,900	367,400	433,600
91	296,800	368,800	434,300
92	297,700	370,200	434,800
93	298,200	371,700	435,300
94	299,000	373,000	
95	299,800	374,300	
96	300,600	375,600	
97	301,400	376,600	
98	302,200	377,600	
99	303,000	378,600	
100	303,800	379,600	
101	304,700	380,700	
102	305,200	381,700	
103	305,700	382,700	
104	306,200	383,700	
105	306,400	384,500	
106	306,800	385,400	
107	307,100	386,300	
108	307,400	387,300	
109	307,600	388,200	
110	307,800	389,200	
111	308,100	390,200	
112	308,400	391,200	
113	308,600	391,800	
114	308,800	392,700	
115	309,000	393,600	
116	309,300	394,500	
117	309,600	395,300	
118	309,900	396,100	
119	310,200	396,900	
120	310,500	397,700	
121	310,600	398,300	
122	310,800	399,100	
123	311,100	399,800	
124	311,400	400,500	
125	311,600	401,200	
126		401,900	
127		402,400	
128		403,000	

	129		403,700	
	130		404,300	
	131		405,000	
	132		405,600	
	133		405,900	
	134		406,500	
	135		407,100	
	136		407,500	
	137		407,900	
	138		408,500	
	139		409,100	
	140		409,700	
	141		410,100	
	142		410,700	
	143		411,300	
	144		411,900	
	145		412,300	
	146		412,900	
	147		413,500	
	148		414,100	
	149		414,500	
再任用 職員		226,800	275,300	329,700

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

第 2 条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の2 第 2 項中「23,000円」を「30,000円」に、「45,000円」を「70,000円」に改める。

第19条の3 第 1 項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第20条の3 第 4 項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第 1 項本文」に改める。

第21条第 2 項第 1 号中「、6 月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同項第 2 号中「、6 月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

13 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 5 級以上であるもの及び教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 3 級であるものに係る平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日までの間における給料の月額は、第 4 条から第 5 条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、給料の調整額、管理職手当、期末手当及び勤勉手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、第 4 条から第 5 条までの規定により定められる額とする。

職員の区分	割合
行政職給料表 6 級の者	100分の 5
教育職給料表 3 級の者	

行政職給料表 5 級の者	100分の 3
--------------	---------

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1 (第 4 条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	

41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700
49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	

90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100		
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400		
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600		
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800		
94		293,600	341,400				
95		294,000	341,900				
96		294,400	342,300				
97		294,600	342,400				
98		294,900	342,900				
99		295,300	343,300				
100		295,700	343,600				
101		295,900	343,900				
102		296,200	344,300				
103		296,600	344,700				
104		296,900	345,100				
105		297,100	345,600				
106		297,400	346,000				
107		297,800	346,400				
108		298,100	346,800				
109		298,300	347,300				
110		298,700	347,700				
111		299,100	348,000				
112		299,400	348,300				
113		299,500	348,800				
114		299,800					
115		300,100					
116		300,500					
117		300,700					
118		300,900					
119		301,200					
120		301,500					
121		301,900					
122		302,100					
123		302,400					
124		302,700					
125		303,000					
再任用 職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900

備考 この表は、教育職給料表及び特定任期付職員給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第 2 (第 4 条関係)
教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円
	1	155,500	171,600	290,900
	2	157,000	173,800	293,500
	3	158,600	175,900	296,500

4	160,100	178,100	299,100
5	161,800	180,100	301,600
6	163,700	182,400	304,100
7	165,600	184,600	306,500
8	167,400	186,800	308,900
9	169,200	189,100	311,500
10	171,300	192,000	314,200
11	173,400	194,700	316,900
12	175,400	197,500	319,900
13	177,400	200,400	322,500
14	179,600	202,100	324,500
15	181,900	203,700	326,700
16	184,100	205,500	329,000
17	186,400	207,300	331,300
18	189,000	209,000	333,500
19	191,600	210,700	335,900
20	194,100	212,300	338,100
21	196,600	214,200	340,400
22	198,400	216,100	342,700
23	200,100	218,000	345,000
24	201,800	219,900	347,300
25	203,300	221,700	349,300
26	204,900	223,700	351,200
27	206,600	225,700	353,100
28	208,100	227,700	355,000
29	209,800	229,700	356,900
30	211,500	232,400	358,800
31	213,200	235,100	360,500
32	215,000	237,900	362,400
33	216,500	240,500	364,100
34	218,200	243,300	365,800
35	219,900	246,000	367,600
36	221,700	248,700	369,400
37	223,200	251,200	371,300
38	224,900	253,800	372,800
39	226,600	256,300	374,400
40	228,300	258,700	376,100
41	230,000	261,400	377,400
42	231,700	263,900	378,800
43	233,300	266,100	380,200
44	234,900	268,300	381,700
45	236,600	270,600	383,300
46	238,200	272,800	384,900
47	239,600	275,000	386,500
48	241,000	277,100	388,000
49	242,400	279,500	389,400
50	243,800	281,500	391,000
51	245,300	283,500	392,500
52	246,600	285,500	393,900

53	247,800	287,500	395,100
54	249,200	290,000	396,400
55	250,500	292,300	397,500
56	251,700	294,900	398,600
57	253,000	297,100	400,100
58	254,300	299,600	401,300
59	255,400	302,000	402,500
60	256,600	304,800	403,800
61	258,000	307,200	405,000
62	259,300	309,600	406,000
63	260,500	312,200	407,500
64	261,500	314,600	408,800
65	262,600	317,000	410,000
66	264,000	319,300	411,100
67	265,500	321,400	412,300
68	267,000	323,600	413,400
69	268,600	325,900	414,400
70	270,200	328,100	415,700
71	271,700	330,300	416,900
72	273,200	332,300	418,100
73	274,400	334,600	418,700
74	275,600	336,700	419,500
75	276,900	338,900	420,200
76	278,300	341,100	420,700
77	279,700	343,000	421,000
78	280,800	344,900	421,400
79	282,000	346,800	421,800
80	283,200	348,600	422,200
81	284,500	350,500	422,500
82	285,400	352,300	423,000
83	286,700	354,000	423,400
84	287,900	355,800	423,700
85	288,900	357,200	424,000
86	289,800	358,900	424,400
87	290,800	360,400	424,800
88	291,800	361,900	425,100
89	292,900	363,300	425,400
90	293,800	364,600	425,700
91	294,800	366,000	426,000
92	295,700	367,500	426,200
93	296,200	369,000	426,400
94	296,900	370,300	
95	297,600	371,600	
96	298,400	372,800	
97	299,200	373,800	
98	300,000	374,900	
99	300,800	375,900	
100	301,500	376,900	
101	302,500	377,800	

102	303,000	378,800	
103	303,500	379,800	
104	304,000	380,800	
105	304,200	381,600	
106	304,600	382,500	
107	304,900	383,500	
108	305,100	384,500	
109	305,300	385,300	
110	305,500	386,300	
111	305,800	387,300	
112	306,100	388,300	
113	306,300	388,900	
114	306,500	389,800	
115	306,700	390,800	
116	307,000	391,700	
117	307,300	392,500	
118	307,600	393,200	
119	307,900	394,000	
120	308,200	394,800	
121	308,300	395,400	
122	308,500	396,200	
123	308,800	396,900	
124	309,100	397,600	
125	309,300	398,200	
126		399,000	
127		399,500	
128		400,100	
129		400,800	
130		401,400	
131		401,900	
132		402,400	
133		402,700	
134		403,000	
135		403,300	
136		403,600	
137		403,900	
138		404,200	
139		404,500	
140		404,800	
141		405,100	
142		405,400	
143		405,700	
144		406,000	
145		406,200	
146		406,500	
147		406,900	
148		407,100	
149		407,300	

再任用 職員		226,800	273,300	327,300
-----------	--	---------	---------	---------

備考 この表は、幼稚園に勤務する教育職員に適用する。

別表第3中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「標準職務」を「基準となる職務」に改め、同表3級の項第2号を次のように改める。

(2) 複雑、困難及び責任の度が前号と同程度の職の職務で規則で定めるもの

別表第3の4級の項第3号を次のように改める。

(3) 複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度の職の職務で規則で定めるもの

別表第3の5級の項第1号中「副室長」を「課長」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度の職の職務で規則で定めるもの

別表第3の6級の項第1号中「室長」を「理事又は部長」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 複雑、困難及び責任の度が前2号と同程度の職の職務で規則で定めるもの

別表第4中「級別標準職務表」を「等級別基準職務表」に、「標準職務」を「基準となる職務」に改める。

別表第5公園プール監視補助員の項中「800円」を「820円」に改める。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「には」の次に「、平成28年3月31日までの間」を加える。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から第6項までの規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給料の切替えに伴う経過措置)
- 3 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市長の定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)については、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第8条第2項及び第19条の2第2項の規定の適用については、給与条例第8条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と宮津市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第3号。以下「平成28年改正条例」という。)附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第19条の2

第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成28年改正条例附則第3項から第5項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(給与の内払)

7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

* * *

宮津市行政不服審査会条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。)第81条第4項の規定に基づき、宮津市行政不服審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、行政不服審査担当課において処理する。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第5号

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(宮津市行政手続条例の一部改正)

第1条 宮津市行政手続条例(平成8年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(宮津市情報公開条例の一部改正)

第2条 宮津市情報公開条例(平成12年条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次中「～第16条」を「-第16条」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「・第18条」を「-第19条」に、「第19条～第23条」を「第20条-第24条」に改める。

第5条第1号ウ中「第2条第2項に規定する特定独立行政法人」を「第2条第4項に規定する行政執行法人」に改め、同条第6号オ中「市又は国等が経営する企業」を「市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人」に改める。

第13条第1項中「第17条第2項及び第18条」を「第18条第2項及び第19条」に改め、同条第3項中「第17条第1項及び第2項において」を「以下」に改める。

「第3章 不服申立て」を「第3章 審査請求」に改める。

第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げる。

第18条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、第3章中同条を第19条とする。

第17条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、「宮津市情報公開・個人情報保護審査会」の次に「(以下「審査会」という。)」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとする場合(当該行政文書の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)

第17条第2項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第17条第3項を次のように改める。

3 諮問庁は、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、行政不服審査法第50条第1項の規定により裁決書に記載される主文が審査会の答申書と異なる内容であるときは、当該裁決書には、同法第9条

第3項の規定により読み替えて適用する同法第50条第1項第4号に掲げる事項にその異なることとなった理由を含めて同項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

第17条を第18条とし、第3章中同条の前に次の1条を加える。

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(宮津市個人情報保護条例の一部改正)

第3条 宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第26条」に、「不服申立て(第25条)」を「審査請求(第27条 - 第29条)」に、「第26条 - 第28条」を「第30条 - 第32条」に、「第29条 - 第33条」を「第33条 - 第37条」に改める。

第2条第5号中「除く」の次に「。以下「法人等」という」を加える。

第14条及び第15条を次のように改める。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(前条第2項の規定により本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第23条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防及び捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
- イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市若しくは国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
- ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
- エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
- オ 市若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (7) 法令等の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣等の指示により、開示することができないとされている情報

(部分開示)

第 1 5 条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

第33条を第37条とし、第29条から第32条までを 4 条ずつ繰り下げる。

第 5 章中第28条を第32条とし、第27条を第31条とし、第26条を第30条とする。

第4章を次のように改める。

第4章 審査請求

(審理員の指名に関する規定の適用除外)

第27条 開示等の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問等)

第28条 開示等の決定又は開示等の請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
- (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
- (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
- (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示等請求者(開示等請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

3 諮問庁は、審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該答申に係る審査請求に対する裁決をしなければならない。この場合において、行政不服審査法第50条第1項の規定により裁決書に記載される主文が審査会の答申書と異なる内容であるときは、当該裁決書には、同法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第50条第1項第4号に掲げる事項にその異なることとなった理由を含めて同項各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第29条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第3章中第24条を第26条とする。

第23条第5項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第22条第1項中「前条第1項」を「第22条第1項」に改め、同条第3項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に改め、同条を第24条とし、同条の前に次の1条を加える。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る保有個人情報に市、国等及び開示請求者以外の者(以下この条、第28条第2項及び第29条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、全部若しくは一部を開示する旨の決定又は全部を開示しない旨の決定(以下「開示決定等」という。)をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の内容その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、全部又は一部を開示する旨の決定(以下

「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、規則で定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第14条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

第21条を第22条とする。

第20条第1項中「第17条」を「第18条」に、「第18条」を「第19条」に改め、同条を第21条とする。

第19条中「第17条」を「第18条」に改め、同条を第20条とする。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条中「第14条各号に掲げる保有個人情報」を「不開示情報」に改め、同条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(裁量的開示)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第4条 宮津市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成14年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第17条第1項」を「第18条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第4号を削り、同項第5号中「第23条第4項」を「第25条第4項」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「第25条第1項」を「第28条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同号を同項第5号とする。

第6条第1項中「第6号」を「第5号」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第7条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条及び第9条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条を次のように改める。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第13条中「情報公開及び個人情報保護担当室」を「情報公開及び個人情報保護担当課」に改める。

(宮津市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第5条 宮津市固定資産評価審査委員会条例(昭和29年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面での旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第1項中「期限」を「期間」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の4号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

第13条を削り、第5節中第14条を第13条とする。

(宮津市手数料条例の一部改正)

第 6 条 宮津市手数料条例(平成12年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第 4 条各号列記以外の部分中「市長」の次に「(別表第28号及び第29号に規定する手数料にあっては、行政不服審査法(平成26年法律第68号。他の法律において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該手数料の減免に関する権限を有する市の機関又は職員)」を加える。

別表中第29号を第31号とし、第28号を第30号とし、第27号の次に次の2号を加える。

(28) 行政不服審査法第38条第1項(他の法律において準用する場合を含む。)の規定による書面若しくは書類の写し又は書面の交付手数料	1枚につき(両面に複写し、又は出力したも のについては、片面ご とに1枚とする。)	10円(カラーで複写し、又は 出力したときは、20円)
(29) 行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項の規定による主張書面若しくは資料の写し又は書面の交付手数料	1枚につき(両面に複写し、又は出力したも のについては、片面ご とに1枚とする。)	10円(カラーで複写し、又は 出力したときは、20円)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 6 号

宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用について必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第 2 条 任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

(1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

(4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用するこ

とができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)第16条の規定による介護休暇の承認
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の規定による承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項の条例で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合で第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合
- (2) 第3条第1項各号に掲げる業務の期間が3年を超えることが明らかな場合

(任期の更新)

第6条 任命権者は、第2条から第4条までの規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

2 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第2条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成28年条例第6号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の

規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間を超えない範囲内で、任命権者が定める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

(宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

3 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」に改める。

第4条第1項に次の1号を加える。

(3) 特定任期付職員給料表(別表第2の2)

第4条第2項中「職員以外の職員」を「臨時職員以外の職員(以下「一般職員」という。)」に改め、同条第3項中「職員」の次に「(宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成28年条例第6号。以下「任期付職員採用条例」という。))第2条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。))を除く。次項、次条及び第5条において同じ。」を加える。

第4条の3の次に次の1条を加える。

(任期付職員の給料月額)

第4条の4 特定任期付職員の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額のうち、その者が従事する業務に応じて規則で定める基準に従い決定した号給の額とする。

2 任期付職員採用条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表に掲げる給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第12条第2項第2号及び第15条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第19条の3第1項中「前条の規定に基づく」を「管理又は監督の地位にある職員の職のうち」に改める。

第20条第6項を同条第7項とし、同条第5項中「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

第21条第1項中「在職する職員」の次に「(特定任期付職員を除く。))」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第21条の2 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下この条において「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の市長が別に定める日に支給することができる。

2 特定任期付職員業績手当の額は、基準日現在において、特定任期付職員が受けるべき給料月額に相当する額とする。

第22条第2項中「再任用職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条に次の1項を加える。

3 第8条、第10条から第11条の3まで、第15条から第17条まで及び第19条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

第25条第2項中「(職員のうち、臨時職員及び再任用職員以外の者をいう。以下同じ。))」を削る。

別表第 2 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2 の 2 (第 4 条関係)

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

備考 この表は、特定任期付職員に適用する。

(宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 宮津市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「及び勤勉手当」を「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」に改める。

第12条の 2 第 2 項中「職員」の次に「及び宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成28年条例第 6 号。以下「任期付職員採用条例」という。)

第 2 条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)

第14条の次に次の 1 条を加える。

(特定任期付職員業績手当)

第 1 4 条の 2 特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給することができる。

第19条の見出し中「再任用職員」を「特定の職員」に改め、同条中「、第 6 条の 2 及び第 8 条」を「及び第 6 条の 2 」に改め、「職員」の次に「及び任期付職員採用条例第 4 条の規定により任期を定めて採用された職員」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 第 4 条、第 5 条、第 5 条の 2、第 9 条から第 11 条まで及び第 14 条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

* * *

宮津市職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

平成28年 3 月 30 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第 7 号

宮津市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の 2 第 8 項及び第38条の 6 第 2 項の規定に基づき、職員の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第 2 条 法第38条の 2 第 1 項、第 4 項及び第 5 項の規定によるもののほか、再就職者(同条第 1 項に規定する再就職者をいう。)のうち、同条第 8 項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の 5 年前

の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

（任命権者への届出）

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第8号

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

宮津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、同条第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条及び第5条の規定は、平成28年度以後の年度分の報告について適用し、平成27年度分の報告については、なお従前の例による。

* * *

宮津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の分限に関する条例（昭和30年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（降給の事由）

第2条の2 降給の種類は、降格（職員（宮津市一般職職員の給与に関する条例（昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。）第4条第1項第1号及び第2号の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。この条において同じ。）の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

2 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格することができる。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 人事評価（法第6条第1項に規定する人事評価をいう。以下同じ。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の給与条例第4条の2第1項の規定による定数に不足が生じた場合

3 任命権者は、人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号することができる。

第4条の見出し中「及び休職」を「、休職及び降給」に改め、同条第1項中「又は同条第2項第1号」を「、同条第2項第1号」に改め、「休職にする場合」の次に「又は第2条の2第1項第1号イの規定に該当するものとして職員を降格にする場合」を加え、同条第2項中「又は休職」を「、休職又は降給」に改め、同条に次の1項を加える。

3 職員は、第1項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

第7条第1項中「法第40条第1項の規定による勤務評定の結果その他職員の勤務実績を判断するに足りると認められる事実に基づき」を「人事評価その他勤務の状況を示す事実に基づき、勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず」に、「明らかな場合」を「明らかなき」に改め、同条第3項中「ことが明らかな場合」を「と認められる場合であって、指導その他の市長が定める措置を行ったにもかかわらず、適格性を欠くことが明らかなき」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第10号

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

宮津市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の表第104号中「第52号」を「第58号」に改め、同号を同表第110号とし、同表中第51号から第103号までを6号ずつ繰り下げ、第50号を第56号とし、同号の前に次の2号を加える。

(54) 小中一貫教育研究推進協議会の会長	同 18,000円
(55) 同委員	同 6,750円

附則第3項の表中第49号を第53号とし、第48号を第52号とし、同表第47号中「就学指導」を「教育支援」に改め、同号を同表第51号とし、同表中第36号から第46号までを4号ずつ繰り下げ、第35号を第39号とし、同号の前に次の2号を加える。

(37) 男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会の会長	同 18,000円
(38) 同委員	同 6,750円

附則第3項の表中第34号を第36号とし、第31号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の2号を加える。

(31) 行政不服審査会の会長	同 18,000円
(32) 同委員	同 8,100円

附則第3項の表備考1中「第77号から第103号まで」を「第83号から第109号まで」に改め、同表備考2中「第62号、第77号から第99号まで及び第101号から第103号まで」を「第68号、第83号から第105号まで及び第107号から第109号まで」に改め、同表備考3及び備考4中「第96号」を「第102号」に改める。

別表第104号中「第52号」を「第58号」に改め、同号を同表第110号とし、同表中第51号から第103号までを6号ずつ繰り下げ、第50号を第56号とし、同号の前に次の2号を加える。

(54) 小中一貫教育研究推進協議会の会長	同 20,000円
(55) 同委員	同 7,500円

別表中第49号を第53号とし、第48号を第52号とし、同表第47号中「就学指導」を「教育支援」に改め、同号を同表第51号とし、同表中第36号から第46号までを4号ずつ繰り下げ、第35号を第39号とし、同号の前に次の2号を加える。

(37) 男女共同参画・女性活躍推進計画策定委員会の会長	同 20,000円
(38) 同委員	同 7,500円

別表中第34号を第36号とし、第31号から第33号までを2号ずつ繰り下げ、第30号の次に次の2号を加える。

(31) 行政不服審査会の会長	同 20,000円
(32) 同委員	同 9,000円

別表備考1中「第77号から第103号まで」を「第83号から第109号まで」に改め、同表備考2中「第62号、第77号から第99号まで及び第101号から第103号まで」を「第68号、第83号から第105号まで及び第107号から第109号まで」に改め、同表備考3及び備考4中「第96号」を「第102号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市実費弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第11号

宮津市実費弁償条例の一部を改正する条例

宮津市実費弁償条例（平成3年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に改める。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第12号

宮津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

宮津市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表(1)の項右欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表(2)の項右欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮津市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日以前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

* * *

美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第13号

美しく豊かな阿蘇海をつくり未来につなぐ条例

阿蘇海は、日本三景天橋立の内海であり、観光や漁業など、古くから人々の生活や営みと密接に関わりながら、日本を代表する美しい景観を形成し、限りない恩恵をもたらしてきました。

しかしながら、高度経済成長期以降、工業生産の増加、化学肥料への転換、森林の手入れ不足、そして人々のライフスタイルの変化を要因とする富栄養化の進行や不法投棄などにより、阿蘇海の水質や景観が悪化するとともに、生態系が損なわれてきました。

こうしたことから、阿蘇海環境改善について、総合的な取組を進めるため、地域住民、関係団体及び行政が、平成19年5月に阿蘇海環境づくり協働会議を設置し、清掃活動や環境学習、啓発活動等に取り組み、平成27年3月に、阿蘇海流域の将来あるべき姿や目標、取組の基本方針等を示した阿蘇海流域ビジョンを策定しました。

私たちは、このビジョンで2030年までに目指すべき環境として掲げた「内海：外海と同じくらいき

れいで豊饒な海」「上流：豊かな自然の維持と人の営みの共生」「暮らし：2020年までに不法投棄ごみゼロ」を共有し、阿蘇海がもたらす恵みや景観の活用を通じて環境保全意識を高め、一人一人が環境にやさしい取組を実践して、その実現を目指していかなければなりません。

美しく豊かな阿蘇海を取り戻し、次の世代に継承していくため、住民、事業者、行政等が一体となって最大限努力していくことを決意して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市民等、地域活動団体、事業者及び行政が一体となって、阿蘇海水域及びその周辺の環境の保全に取り組み、美しく豊かな阿蘇海を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 阿蘇海 小天橋及び大天橋より内海の水域をいう。
- (2) 阿蘇海水域 阿蘇海及びこれに流入する公共用水域をいう。
- (3) 市民等 市内に居住、勤務、在学若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 地域活動団体 自治会及び市内で活動するボランティア団体等をいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 美しく豊かな阿蘇海の実現に向けた取組は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 先人から受け継がれてきた阿蘇海の歴史的及び文化的な価値を次世代に継承すること。
- (2) 阿蘇海水域及びその周辺の自然的及び社会的な環境と調和し、地域の個性を活かすこと。
- (3) 一人一人が阿蘇海とのつながりを意識し、市民等、地域活動団体、事業者及び行政と協働すること。

(市の責務)

第4条 市は、阿蘇海水域及びその周辺の環境の保全を図るため、京都府及び与謝野町と協調し、必要な施策を実施するものとする。

(市民等、地域活動団体及び事業者の責務)

第5条 市民等、地域活動団体及び事業者は、阿蘇海水域及びその周辺の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、自らの事業活動に伴う排水による阿蘇海水域の汚濁の負荷の低減に努めるものとする。

(管理者の責務)

第6条 阿蘇海水域を管理する者は、その管理する施設の良い環境の保全に努めるとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

(阿蘇海環境づくり協働会議との連携)

第7条 市は、阿蘇海環境づくり協働会議と積極的に連携し、及び協働するものとする。

(生活排水の処理)

第8条 阿蘇海水域に生活排水を排出する者は、廃食用油、食物残さ等の適正な処理及び洗剤等の適正な使用に努めなければならない。

- 2 阿蘇海水域に生活排水を排出する者のうち、宮津市公共下水道条例(平成4年条例第28号)第3条第6号に規定する排水設備設置義務者は、同条例第4条の規定により、速やかに排水設備を設置しなければならない。
- 3 阿蘇海水域に生活排水を排出する者のうち、前項に規定する排水設備設置義務者以外の者は、浄化槽の設置に努めなければならない。

(農業排水の処理)

第9条 阿蘇海水域に農業排水を排出する者は、肥料の適正な使用及び農業排水の適正な管理に努め

なければならない。

(森林の保全)

第10条 阿蘇海水域の周辺において森林を所有し、又は管理する者は、阿蘇海水域への土砂等の流出を防止するため、森林の保水機能を高める等、森林資源の適切な利用及び森林の保全に努めなければならない。

(生態系の保全)

第11条 阿蘇海水域及びその周辺に生息するホタル、サケ、アユ、コハクチョウ等の希少な生物は、阿蘇海の美しく豊かな自然環境の象徴であって、何人も、これらをはじめとした生物の生息環境の保全に努めなければならない。

2 何人も、阿蘇海水域の生態系を破壊するおそれがある特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。)を、阿蘇海水域及びその周辺で放ち、植え、又はまいてはならない。

(投棄の禁止等)

第12条 何人も、みだりに阿蘇海水域及びその周辺に廃棄物を捨ててはならない。

2 阿蘇海水域の周辺の土地、建物又は工作物の所有者、占有者又は管理者は、当該土地、建物又は工作物の清潔の保持に努めなければならない。

(市民等、地域活動団体及び事業者の活動の促進)

第13条 市は、市民等、地域活動団体及び事業者が行う阿蘇海水域及びその周辺の環境の保全に関する自主的かつ自立的な活動を促進するため、環境学習、普及啓発その他必要な事業を実施するものとする。

(阿蘇海の日)

第14条 阿蘇海水域の歴史と文化に関する理解を深める取組、阿蘇海水域の環境保全意識を醸成する取組及び阿蘇海水域に親しみ、その魅力を全国に発信する取組を推進するため、阿蘇海の日を設ける。

2 阿蘇海の日は、毎年、市長が別に定める。

(未然防止等)

第15条 市は、第11条第2項又は第12条第1項の規定に違反する行為の未然防止及び早期発見に取り組むため、関係行政機関と連携するものとする。

2 市は、第11条第2項又は第12条第1項の規定に違反し、かつ、阿蘇海水域及びその周辺の環境の保全に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、警察その他の関係行政機関に対し、関係法令等を適用するよう積極的に要請するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第14号

宮津市市税条例の一部を改正する条例

宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第54条第2項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の氏名及び住所又は居所(法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号)

第119条の3第2項第1号を次のように改める。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 3 月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第15号

宮津市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

宮津市行政財産使用料条例（平成24年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表中「ものに係る」を「ものの設置に係る」に、

「

建物使用料	1 年	固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)により算定した額に100分の12を乗じて得た額に土地使用料を加算した額。ただし、これにより難いと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,000円

を

」

「

建物使用料	看板、掲示板、幕その他これらに類するものの設置に係る使用	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,000円
	その他の建物使用	1 年	固定資産評価基準(昭和38年自治省告示第158号)により算定した額に100分の12を乗じて得た額に土地使用料を加算した額。ただし、これにより難いと認められる使用については、使用形態等を勘案して別に定めるところにより算定した額とする。
自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料		使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	1,000円

に改める。

」

附 則

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第16号

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮津市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第17条第2項各号」の次に「、第36条第2項各号、第40条の15第2項各号」を加える。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第17号

宮津市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

（名称等の公示）

第2条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

（1）消費生活センターの名称及び所在地

（2）法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

（消費生活センター長及び職員）

第3条 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センター長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置く。

（消費生活相談員の配置）

第4条 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置く。

（消費生活相談員の人材及び処遇の確保）

第5条 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講じるものとする。

（消費生活相談等の事務に従事する職員に対する研修）

第6条 市長は、消費生活センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

（消費生活相談等の事務の実施により得られた情報の安全管理）

第7条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置している消費生活センターに係る第2条の規定による公示については、この条例の施行の前になされた当該消費生活センターの設置に係る公示をもって第2条の規定による公示とみなす。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第18号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「総務室、自立循環型経済社会推進室、財務室、市民室、出納管理室」を「総務部、企画部、市民部、会計課」に改め、同項第2号中「健康福祉室、観光まちづくり推進室、産業振興室、建設室」を「健康福祉部、産業経済部、建設部」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の宮津市議会委員会条例の規定に基づく常任委員会で審査され、又は調査されている事件は、改正後の宮津市議会委員会条例の規定に基づき当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第19号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「520,000円」を「540,000円」に改め、同条第3項ただし書中「170,000円」を「190,000円」に改める。

第23条中「520,000円」を「540,000円」に、「170,000円」を「190,000円」に改め、同条第2号中「260,000円」を「265,000円」に改め、同条第3号中「470,000円」を「480,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮津市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

宮津市公報発行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第1号

宮津市公報発行規則等の一部を改正する規則

(宮津市公報発行規則の一部改正)

第1条 宮津市公報発行規則(昭和60年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「庁内室」を「庁内部課」に改める。

(宮津市長の職務を代理する職員に関する規則の一部改正)

第2条 宮津市長の職務を代理する職員に関する規則(平成18年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「及び理事」を「、理事及び総務部長」に、「室長」を「部長」に、「室長職」を「部長職」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 市長、副市長及び理事ともに事故があるとき、又はともに欠けたときは、総務部長の職にある職員がその職務を行う。

(宮津市出納管理室設置規則の一部改正)

第3条 宮津市出納管理室設置規則(昭和60年規則第6号)の一部を次のように改正する。

題名中「出納管理室」を「会計課」に改める。

第1条中「出納管理室(以下「室」を「会計課(以下「課」に改める。

第2条第1項中「室に室長」を「課に課長」に改め、同条第2項中「室長」を「課長」に改め、同条第3項中「上司」を「所属課長」に改める。

第3条及び第4条中「室」を「課」に改める。

(宮津市庁舎管理規則の一部改正)

第4条 宮津市庁舎管理規則(平成9年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務室長」を「総務部長」に改め、同条第2項中「総務室行政係長」を「総務課長」に改める。

第4条第2項第1号中「室、室及び事務局(以下「室」を「部、課及び事務局(以下「部課等」に、「当該室」を「当該部課等」に改める。

第13条及び第16条中「室」を「部課等」に改める。

別表第1号中「総務室」を「総務部」に改め、同表第2号中「自立循環型経済社会推進室」を「企画部」に改め、同表第3号中「財務室」を「市民部」に改め、同表第4号中「市民室」を「健康福祉部」に改め、同表第5号中「健康福祉室」を「産業経済部」に改め、同表第6号中「観光まちづくり推進室」を「建設部」に改め、同表第7号中「産業振興室」を「会計課」に改め、同表中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号から第15号までを2号ずつ繰り上げる。

(宮津市公印規則の一部改正)

第5条 宮津市公印規則(昭和49年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条中「総務室長」を「総務課長」に改める。

第6条第2項中「総務室」を「総務課」に改める。

第7条第1項及び第3項中「総務室長」を「総務課長」に改め、同条第4項中「室」を「課」に改める。

別表中「総務室」を「総務課」に、「市民室」を「市民課」に、「財務室」を「税務課」に、「健康福祉室」を「地域福祉介護課」に、「出納管理室」を「会計課」に、「総務室長」を「総務部長」に改め、

「

市印凸版	正方形	13	くみ取り券専用	1	総務室	行政係長
------	-----	----	---------	---	-----	------

を削る。

」

(宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 6 条 宮津市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和52年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 5 項及び第 8 条第 5 項中「人事担当室」を「人事担当課」に改める。

(宮津市財務規則の一部改正)

第 7 条 宮津市財務規則(昭和40年規則第13号)の一部を次のように改正する。

本則(第 3 条を除く。)中「室長等」を「各部等の長」に、「副室長等」を「各課等の長」に、「財務室長」を「総務部長」に、「財政所管副室長」を「財政課長」に改める。

第 3 条第 4 号及び第 5 号を次のように改める。

(4) 各部等の長 宮津市事務分掌規則(平成28年規則第 2 号)第 3 条第 1 項に規定する部長、会計管理者、宮津市議会事務局規程(昭和41年議会規程第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する事務局長及び宮津市教育委員会基本規則(昭和31年教委規則第 4 号)第24条第 1 項に規定する教育次長をいう。

(5) 各課等の長 宮津市事務分掌規則第 3 条第 1 項に規定する課長、宮津市会計課設置規則(昭和60年規則第 6 号)第 2 条第 1 項に規定する課長、宮津市水道事業処務規程(昭和43年水管規程第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する課長、宮津市議会事務局規程第 2 条第 1 項に規定する課長、宮津市教育委員会基本規則第24条第 3 項に規定する課長、宮津市選挙管理委員会規程(昭和60年選管規程第 1 号)第13条第 1 項に規定する事務局長、宮津市監査委員事務局処務規程(平成 9 年監査委規程第 1 号)第 2 条第 1 項に規定する事務局長、宮津市公平委員会規則(昭和41年公平委規則第 3 号)第 6 条に規定する局長及び宮津市農業委員会規程(平成 8 年農委告示第 7 号)第 6 条第 1 項に規定する事務局長をいう。

第 4 条第 2 項中「(副室長の配置がないときは、当該事務を所管する係長。以下同じ。)を削る。

第 6 条中「第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号にあっては財務室財政所管副室長(当該副室長の配置がないときは、財務室予算係長。以下「財政所管副室長」という。)に、第 5 号にあっては財務室管財所管副室長(当該副室長の配置がないときは、財務室管財契約係長)」を「次に掲げる事項については、財政課長」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、財政課長が認めるものにあつては、財政課予算係長(第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に限る。)又は管財契約係長(第 5 号に限る。)の合議又は協議をもって、これに代えることができる。

第24条第 1 項中「同条同項」を「同項」に改める。

第63条第 2 項第 2 号中「、等級及び号級」を削り、「所属室等」を「所属部課等」に改める。

第89条第 4 項中「30万円」を「35万円」に改める。

(宮津市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正)

第 8 条 宮津市福祉事務所設置条例施行規則(平成 6 年規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成18年規則第15号」を「平成28年規則第 2 号」に、「健康福祉室」を「健康福祉部地域福祉介護課及び社会福祉課」に改める。

第 3 条第 1 項中「健康福祉室長」を「健康福祉部長」に改め、同条第 2 項中「健康福祉室」を「健康福祉部地域福祉介護課及び社会福祉課」に改める。

(宮津市休日応急診療所条例施行規則の一部改正)

第 9 条 宮津市休日応急診療所条例施行規則(平成 8 年規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「健康対策担当室」を「健康対策担当課」に改める。

(宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 0 条 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成 6 年規則第23号)の一

部を次のように改正する。

第6条中「環境衛生担当室」を「環境衛生担当課」に改める。

(宮津市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第11条 宮津市国民健康保険条例施行規則(平成6年規則第19号)の一部を次のように改正する。

第9条中「国民健康保険担当室」を「国民健康保険担当課」に改める。

(宮津市介護保険条例施行規則の一部改正)

第12条 宮津市介護保険条例施行規則(平成12年規則第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「介護保険担当室」を「介護保険担当課」に改める。

(ふるさと宮津を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第13条 ふるさと宮津を守り育てる条例施行規則(平成27年規則第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第9項中「総務室」を「総務部消防防災課」に改める。

(宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理審議会会議規則の一部改正)

第14条 宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理審議会会議規則(平成7年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第12条中「土地区画整理事業担当室」を「土地区画整理事業担当課」に改める。

(宮津市景観条例施行規則の一部改正)

第15条 宮津市景観条例施行規則(平成26年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第13条中「景観行政担当室」を「景観行政担当課」に改める。

(宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部改正)

第16条 宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則(平成7年規則第11号)の一部を次のように改正する。

第17条中「住宅担当室」を「住宅担当課」に改める。

(地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部改正)

第17条 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則(平成4年規則第11号)の一部を次のように改正する。

本則第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 部長

(2) 課長

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第2号

宮津市事務分掌規則

宮津市事務分掌規則(平成18年規則第15号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市部設置条例(平成28年条例第1号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、市長の権限に属する事務を処理させるため、必要な組織を定めるとともに、事務の分掌を明確にして、行政事務の能率的な遂行を図るものとする。

(課及び係の設置)

第2条 条例第1条に規定する部に、次の課及び係を置く。

部	課	係
総務部	総務課	行政係 職員係 秘書広報係

	財政課	予算係 管財契約係
	消防防災課	消防防災係
企画部	企画政策課	企画調整係 環境交通政策係 人権啓発係
	観光交流課	観光まちづくり係 定住交流係
市民部	市民課	市民窓口係 国保年金係 生活衛生係
	税務課	市民税係 資産税係
健康福祉部	地域福祉介護課	地域福祉係 介護保険係 介護予防係
	社会福祉課	子育て支援係 障害福祉係 保護係
	健康増進課	健康増進係
産業経済部	産業振興課	産業推進係 産業創出係
	農林水産課	農林水産係
	農山漁村振興課	農山漁村振興係 産業基盤係
建設部	土木管理課	建設総務係 土木係
	都市住宅課	まち景観係 建築住宅係
	上下水道課	管理係 水道整備係 下水道整備係

2 前項に規定するもののほか、課に属する機関として、地域福祉介護課に地域包括支援センターを、産業振興課に消費生活センターを置き、必要に応じて市長が指定する課に必要な機関を置く。

(職名及び職務)

第3条 条例第1条に規定する部に部長並びに前条に規定する課に課長及び係に係長を置く。

2 必要がある場合には、部に次長、課に参事又は課長補佐、係に主任専門員、主任、主査その他の職員を置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、必要がある場合には、市長部局に理事を置くことができる。

第4条 部長は、市長又は副市長の命を受け、その分掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

2 次長は、所属部長を補佐し、所属部長の命を受け、特定の事務を掌理する。

3 課長は、所属部長の命を受け、その分掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

4 参事は、所属部長の命を受け、その分掌事務のうち、特に命じられた事務を掌理する。

5 課長補佐は、所属課長を補佐し、所属課長の命を受け、その分掌事務を掌理する。

6 係長は、所属課長の命を受け、係の事務を処理する。

7 主任専門員、主任、主査その他の職員は、所属係長の命を受け担当事務を処理する。

8 理事は、市長又は副市長の命を受け、特定の重要事項に関する事務を処理する。

9 各職にある者は、法令、条例、規則、予算その他の基準に従い、その職務を遂行しなければならない。

10 各職にある者は、所管し、又は担当する事務の執行状況について、整理要約の上、随時、所属上司に報告しなければならない。

(事務の応援)

第5条 市長は、緊急事務の処理のため必要と認めるときは、部の所属にかかわらず、期間を定めて事務の応援を命ずることができる。

2 部長は、一部の事務が多忙な場合においては、所属する他の課の職員を臨時に応援させるものとする。

(臨時又は特別の事務)

第6条 この規則に定める分掌事務のほか、臨時又は特別の事務については、市長が必要な機構を設け、又は適当と認める課において処理させることができる。

(総務部の分掌事務)

第7条 総務部の分掌事務は、次のとおりとする。

総務課
行政係

(1) 条例、規則その他の例規の審査、整理及び保存に関すること。

- (2) 議案の審査及び送付に関する事。
- (3) 行政区画に関する事。
- (4) 情報公開及び個人情報の保護に関する事。
- (5) 事務引継に関する事。
- (6) 庁内の取締りに関する事（防火管理を含む。）
- (7) 庁内の電話交換に関する事。
- (8) 地区連絡所及び自治会に関する事。
- (9) 要望書の総括に関する事。
- (10) 基幹統計その他各種統計に関する事。
- (11) 公印の保管及び文書の総括に関する事。
- (12) 告示、公告及び公表に関する事。
- (13) 公報の発行に関する事。
- (14) 他部の所管に属さない事項の調整に関する事。
- (15) 部及び課の庶務に関する事。

職員係

- (1) 職員の任免及び服務に関する事。
- (2) 職員の給与及び勤務条件に関する事。
- (3) 職員の研修、福利厚生及び衛生管理に関する事。
- (4) 職員の定数及び配置に関する事。
- (5) 退職年金等に関する事。
- (6) 市町村職員共済組合及び職員互助会に関する事。
- (7) 職員団体に関する事。
- (8) 公務災害補償に関する事。
- (9) 電子計算事務の総括に関する事。

秘書広報係

- (1) 秘書及び交際に関する事。
- (2) 儀式及び表彰に関する事。
- (3) 広報及び広聴に関する事。
- (4) 国際交流に関する事。

財政課

予算係

- (1) 予算の総合編成に関する事。
- (2) 予算の配当及び支出負担行為に関する事。
- (3) 財政計画に関する事。
- (4) 公債及び一時借入金に関する事。
- (5) 財政状況の公表に関する事。
- (6) 予算執行状況の調査に関する事。
- (7) 予備費使用に関する事。
- (8) その他財政に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

管財契約係

- (1) 公有財産の取得及び処分に関する事。
- (2) 公有財産の統括に関する事。
- (3) 基金に関する事。
- (4) 他部の所管に属さない土地建物の管理に関する事。
- (5) 市有物件災害共済、自動車損害賠償責任保険等に関する事。

- (6) 丹後地区土地開発公社との連絡調整に関する事。
- (7) 公用自動車の安全及び整備に関する事。
- (8) 共用車の運行管理に関する事。
- (9) 契約事務の総括に関する事。
- (10) 指名競争入札参加者の資格審査に関する事。
- (11) 工事の入札及び請負契約に関する事。
- (12) 物品の購入に関する事。

消防防災課

消防防災係

- (1) 防災に関する事。
- (2) 緊急処理事態に関する事。
- (3) 消防及び水防計画に関する事。
- (4) 消防団事務に関する事。
- (5) 消防施設に関する事。
- (6) 地域自衛消防隊に関する事。
- (7) 宮津与謝消防組合との連絡調整に関する事。
- (8) 課の庶務に関する事。

(企画部の分掌事務)

第 8 条 企画部の分掌事務は、次のとおりとする。

企画政策課

企画調整係

- (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進に関する事。
- (2) 広域行政に関する事。
- (3) 行政改革に関する事。
- (4) ふるさと納税に関する事。
- (5) 部及び課の庶務に関する事。

環境交通政策係

- (1) 世界遺産登録の推進に関する事。
- (2) 公共交通に関する事。
- (3) 自然環境の保全に関する事。
- (4) 地球温暖化対策に関する事。
- (5) 新エネルギーに関する事。

人権啓発係

- (1) 人権啓発に関する調査及び企画並びに事業の推進に関する事。
- (2) 女性政策の企画及び調整に関する事。
- (3) 杉未会館及び杉未児童館に関する事。
- (4) 交通安全に関する事。
- (5) 犯罪被害者等の支援に関する事。
- (6) 市民相談に関する事。

観光交流課

観光まちづくり係

- (1) 浜町地区及び周辺の整備に関する事。
- (2) 観光の振興に関する事。
- (3) 観光資源の保護及び開発に関する事。
- (4) まちなか観光に関する事。
- (5) エコツーリズムに関する事。

- (6) 観光関係公共施設に関すること。
- (7) 海水浴場に関すること。
- (8) 観光協会及び観光関係団体との連絡調整に関すること。
- (9) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

定住交流係

- (1) 定住の促進に関すること。
- (2) 市民協働のまちづくりに関すること。
- (3) 空家及び空店舗の活用に関すること。
- (4) つつじが丘団地に関すること。
- (5) 地域情報化の推進に関すること。

（市民部の分掌事務）

第9条 市民部の分掌事務は、次のとおりとする。

市民課

市民窓口係

- (1) 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録に関すること。
- (2) 電子署名に係る認証業務に関すること。
- (3) 諸証明の受付及び交付に関すること。
- (4) 火葬場の使用及び埋火葬の許可に関すること。
- (5) 自動車臨時運行許可に関すること。
- (6) 人口動態調査に関すること。
- (7) 船員手帳等に関すること。
- (8) 部及び課の庶務に関すること。

国保年金係

- (1) 国民健康保険に関すること。
- (2) 後期高齢者医療に関すること。
- (3) 国民年金に関すること。
- (4) 福祉医療に関すること。

生活衛生係

- (1) 墓地及び火葬場に関すること。
- (2) 公衆便所の維持管理に関すること。
- (3) 動物の愛護及び管理に関すること。
- (4) 生活環境の保全に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理計画に関すること。
- (6) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (7) 一般廃棄物の処分に関すること。
- (8) 廃棄物処理施設の維持管理に関すること。
- (9) 宮津与謝環境組合との連絡調整に関すること。

税務課

市民税係

- (1) 市民税及び府民税の賦課に関すること。
- (2) 軽自動車税の賦課に関すること。
- (3) 市たばこ税に関すること。
- (4) 入湯税に関すること。
- (5) 固定資産評価審査委員会に関すること。
- (6) 市税及び府民税の収納に関すること。

(7) 納税の啓発及び相談に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

資産税係

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(2) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。

(健康福祉部の分掌事務)

第 1 0 条 健康福祉部の分掌事務は、次のとおりとする。

地域福祉介護課

地域福祉係

(1) 社会福祉に関すること。

(2) 民生委員・児童委員に関すること。

(3) 老人福祉に関すること。

(4) 社会福祉・老人福祉関係公共施設に関すること。

(5) 災害見舞金の支給等に関すること。

(6) 日本赤十字社社資及び共同募金に関すること。

(7) 部及び課の庶務に関すること。

介護保険係

(1) 介護保険に関すること。

(2) その他介護保険事業に関すること。

介護予防係

(1) 地域包括支援センターに関すること。

社会福祉課

子育て支援係

(1) 子ども・子育て支援に関すること。

(2) 児童福祉に関すること。

(3) 保育所その他児童福祉関係施設に関すること。

(4) 児童手当、子ども手当及び児童扶養手当に関すること。

(5) ファミリー・サポート・センターに関すること。

(6) ひとり親家庭及び寡婦福祉に関すること。

(7) 家庭相談に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

障害福祉係

(1) 障害児者福祉に関すること。

(2) 特別児童扶養手当に関すること。

(3) 難病患者等の福祉に関すること。

(4) 戦傷病者等に関すること。

保護係

(1) 生活保護に関すること。

(2) 生活困窮者自立支援に関すること。

(3) 暮らしの資金に関すること。

(4) 行旅死亡人等に関すること。

健康増進課

健康増進係

(1) 健康づくりの総括に関すること。

(2) 健康づくり運動の実施に関すること。

(3) 地域医療に関すること。

- (4) 休日応急診療所に関する事。
- (5) 予防接種に関する事。
- (6) 母子保健に関する事。
- (7) 子育て世代包括支援センターに関する事。
- (8) 健康診査及び保健指導に関する事。
- (9) 栄養改善に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

(産業経済部の分掌事務)

第11条 産業経済部の分掌事務は、次のとおりとする。

産業振興課

産業推進係

- (1) 農水商工観連携の推進に関する事。
- (2) 商工業の振興に関する事。
- (3) 商店街振興組合の設立認可等に関する事。
- (4) 商工業金融に関する事。
- (5) 商工関係公共施設に関する事。
- (6) 商工会議所及び商工関係団体との連絡調整に関する事。
- (7) 労働行政に関する事。
- (8) 消費生活に関する事。
- (9) 鉱業に関する事。
- (10) 部及び課の庶務に関する事。

産業創出係

- (1) 企業誘致及び新産業の創出に関する事。

農林水産課

農林水産係

- (1) 農林水産物の生産向上・流通に関する事。
- (2) 農用地に関する事。
- (3) 農林水産金融に関する事。
- (4) 農業協同組合その他農業団体に関する事。
- (5) 有害鳥獣対策に関する事。
- (6) 森林組合その他林業関係団体に関する事。
- (7) 漁業調整に関する事。
- (8) 漁業協同組合その他水産団体に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

農山漁村振興課

農山漁村振興係

- (1) 海・里・山の特産品の開発・振興に関する事。
- (2) 担い手育成に関する事。
- (3) 農業、林業、水産業及び畜産業の振興の企画に関する事。
- (4) 農地の集約化に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

産業基盤係

- (1) 産業基盤の整備に関する事。
- (2) 換地に関する事。
- (3) 農地・林地開発に関する事。
- (4) 市有林・分収林に関する事。

- (5) 森林病虫害の防除に関する事。
- (6) 財産区に関する事。
- (7) 漁港の維持管理に関する事。
- (8) 海難防止並びに沈没品及び漂流物に関する事。

(建設部の分掌事務)

第 1 2 条 建設部の分掌事務(水道事業管理者の権限に属する事務を除く。)は、次のとおりとする。

土木管理課

建設総務係

- (1) 市道の認定及び市管理河川の指定並びにその変更及び廃止に関する事。
- (2) 市道の使用、占用、一時掘削、通行制限等に関する事。
- (3) 市道、河川等土木施設の調査及び維持管理に関する事。
- (4) 法定外公共物に関する事。
- (5) 国府等関連事業の促進及び総合調整に関する事。
- (6) 地籍調査に関する事。
- (7) 部及び課の庶務に関する事。

土木係

- (1) 道路の土木工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 道路の土木災害の事前防止及び復旧に関する事。
- (3) 内水対策に関する事。
- (4) 河川水路の土木工事の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (5) 河川水路の土木災害の事前防止及び復旧に関する事。

都市住宅課

まち景観係

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 景観行政に関する事。
- (3) 公園及び緑地に関する事。
- (4) 開発行為に関する事。
- (5) 公有水面埋立法(大正10年法律第57号)に関する事。
- (6) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)に関する事。
- (7) 屋外広告物の許可に関する事。
- (8) 地価公示法(昭和44年法律第49号)に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

建築住宅係

- (1) 市有建造物及びその付属施設の調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (2) 市営住宅等に関する事。
- (3) 住宅についての計画、調査等に関する事。
- (4) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に関する事。
- (5) 空家等の対策に関する事。

上下水道課

管理係

- (1) 下水道事業の経営に関する事。
- (2) 下水道事業の受益者負担金に関する事。
- (3) 下水道使用料に関する事。
- (4) 下水道排水設備指定工事業者に関する事。
- (5) 下水道に係る特定施設及び除害施設に関する事。
- (6) 水洗化の推進に関する事。

(7) 浄化槽の設置及び維持管理の指導に関すること。

(8) 課の庶務に関すること。

下水道整備係

(1) 下水道の計画及び立案に関すること。

(2) 下水道工事の調査、設計、施工及び監督に関すること。

(3) 排水設備工事の確認及び検査に関すること。

(4) 下水道施設の維持管理に関すること。

(5) し尿等の下水道処理に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第3号

宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例(平成28年条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(任期を定めた採用の公正の確保)

第2条 任命権者は、条例第2条の規定により、選考により任期を定めて職員を採用する場合には、性別その他選考される者の属性を基準とすることなく、及び情実人事を求める圧力又は働きかけその他の不当な影響を受けることなく、選考される者について従事させようとする業務に必要なとされる専門的な知識経験又は優れた識見の有無をその者の資格、経歴、実務の経験等に基づき、経歴評定その他客観的な判定方法により公正に検証しなければならないものとする。

(特定任期付職員の号給の基準)

第3条 宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号。以下「給与条例」という。)

第4条の4第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給とする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給
- (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合 7号給

(特定任期付職員業績手当)

第4条 給与条例第21条の2第1項に規定する特に顕著な業績とは、給与条例第4条の4第1項の規定により特定任期付職員(条例第2条の規定により採用された職員をいう。)の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして特に顕著であると認められる業績をいう。

- 2 特定任期付職員業績手当の支給日は、給与条例第20条に規定する期末手当の支給日とする。
(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)
- 2 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」という。)の次に「及び条例第2条第3項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加える。
第9条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「又は任期付短時間勤務職員」を加え、同条第6項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。
第11条第2項中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。
(宮津市一般職職員の給与に関する規則の一部改正)
- 3 宮津市一般職職員の給与に関する規則(昭和42年規則第16号)の一部を次のように改正する。
第5条第2項第3号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び条例第4条の4第2項に規定する任期付短時間勤務職員」を加える。
(宮津市職員通勤手当支給規則の一部改正)
- 4 宮津市職員通勤手当支給規則(昭和33年規則第17号)の一部を次のように改正する。
第8条の2の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。
(宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正)
- 5 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則(昭和39年規則第5号)の一部を次のように改正する。
第1条第4号中「再任用短時間勤務職員」という。)の次に「及び条例第4条の4第2項に規定する任期付短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を加える。
第2条第2号中「再任用短時間勤務職員」の次に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同条第3号中「再任用短時間勤務職員」の次に「、任期付短時間勤務職員」を加える。

* * *

宮津市職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第4号

宮津市職員の退職管理に関する規則

(趣旨)

- 第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに宮津市職員の退職管理に関する条例(平成28年条例第7号。以下「条例」という。)第3条の規定に基づき、職員の退職管理について必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

- 第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員と

する。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年規則第10号)第2条に規定する公益的法人等とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に京都府市町村職員の退職手当に関する条例(昭和38年京都府市町村職員退職手当組合条例第1号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 市長部局の部長相当職
- (2) 議会事務局の事務局長
- (3) 教育委員会事務局の教育次長

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条に定める法人が行う業務とする。

(行政庁等への権利行使等に類する場合)

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合にお

いて、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)

第 1 1 条 法第38条の 2 第 6 項第 6 号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として市長が定めるものを受け契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

(再就職者による依頼等の承認の手續)

第 1 2 条 法第38条の 2 第 6 項第 6 号の承認(以下「依頼等の承認」という。)を得ようとする再就職者は、市長が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前 5 年間(再就職者が法第38条の 2 第 4 項に規定する職(次条に定める職を含む。)に就いていた場合にあつては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容
- (7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容
- (8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の 2 第 1 項に規定する契約等事務をいう。)
- (9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の 2 第 6 項第 6 号の要求又は依頼の内容
- (10) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項

(部長又は課長に相当する職)

第 1 3 条 法第38条の 2 第 8 項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 市長部局の課長及び課長相当職
- (2) 議会事務局の次長
- (3) 監査委員事務局の事務局長
- (4) 農業委員会事務局の事務局長
- (5) 教育委員会事務局の課長及び課長相当職
- (6) 宮津幼稚園の園長

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第 1 4 条 法第38条の 2 第 8 項の国家行政組織法第21条第 1 項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の 5 年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第 1 5 条 法第60条第 4 号の離職前 5 年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第 2 条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第 1 6 条 法第60条第 5 号の地方自治法第158条第 1 項に規定する普通地方公共団体の長の直近下

位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職とする。

- (1) 市長部局の部長、部長相当職、課長及び課長相当職
- (2) 議会議務局の事務局長及び次長
- (3) 監査委員事務局の事務局長
- (4) 農業委員会事務局の事務局長
- (5) 教育委員会事務局の教育次長、課長及び課長相当職
- (6) 宮津幼稚園の園長

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第22条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合
- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、市長が定める額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第23条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、市長が定める様式に従い、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第3条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の所属及び職
- (4) 離職日
- (5) 再就職日
- (6) 再就職先の名称
- (7) 再就職先の業務内容
- (8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第5号

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇給、昇格等の基準に関する規則（昭和32年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条中「とおりとし、これらに掲げる職務に相当する職務又はこれらに準ずる職務は、それぞれの職務の級に分類されるもの」を「もののほか、別表第1に定める等級別基準職務表に定めるとおり」に改める。

第6条第1項中「別表第1」を「別表第3」に改め、同条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

第10条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第21条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
3級	主任保健師、保健師、看護師、栄養士、主任保育士、保育士、調理員、司書、養護師、用務員、給食調理員
4級	課長補佐、清掃工場長、主任保健師、保健師、看護師、栄養士、調理員、事務局長補佐、司書、養護師、用務員、給食調理員
5級	次長、参事、事務局次長、図書館長
6級	参与

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、別表第3を別表第4とし、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第6条関係）

初任給基準表

適用給料表	区分	学歴免許等	初任給
行政職給料表	試験採用	大学卒又は同程度と認められる者	1級25号給
		短大卒又は同程度と認められる者	1級15号給
		高校卒又は同程度と認められる者	1級5号給
	その他の採用	大学卒又は同程度と認められる者	1級21号給
		短大卒又は同程度と認められる者	1級11号給
		高校卒又は同程度と認められる者	1級1号給
教育職給料表	試験採用	大学卒(教諭免許所有)	2級13号給
		短大卒(教諭免許所有)	2級3号給
		大学卒	1級21号給
		短大卒	1級11号給

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第6号

宮津市職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

宮津市職員単身赴任手当支給規則（平成2年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「12,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「18,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「24,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「30,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「35,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「40,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「1,500キロメートル以上」の次に「2,000キロメートル未満」を加え、「45,000円」を「58,000」に改め、同号の次に次の2号を加える。

(9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円

(10) 2,500キロメートル以上 70,000円

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第7号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和38年規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成28年3月31日までの間」に改める。

別表中

「	「	を	に、
「	「	を	に、
」	」	を	に改める。
」	」	を	に改める。
」	」	を	に改める。
」	」	を	に改める。

市長部局	室長、室長相当職 副室長、副室長相当職
------	------------------------

を

市長部局	部長、部長相当職 課長、課長相当職
------	----------------------

に、

教育委員会事務局	室長、室長相当職 副室長、副室長相当職
----------	------------------------

を

教育委員会事務局	教育次長、教育次長相当職 課長、課長相当職
----------	--------------------------

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第8号

宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

宮津市管理職員特別勤務手当に関する規則（平成4年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第19条の3第1項」の次に「又は第2項」を、「職員の職」の次に「及び宮津市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成28年条例第6号）第2条の規定により任用された職員の職のうち市長が別に定める職」を加える。

第3条中「第19条の3第2項」を「第19条の3第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第9号

宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を改正する規則

第1条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和39年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「100分の93以上100分の150以下」を「6月に支給する場合においては100分の93以上100分の150以下、12月に支給する場合においては100分の106以上100分の170以下」に改め、同条第2号中「100分の82.5以上100分の93未満」を「6月に支給する場合においては100分の82.5以上100分の93未満、12月に支給する場合においては100分の94以上100分の106未満」に改め、同条第3号中「100分の75」を「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」に改め、同条第4号中「100分の75未満」を「6月に支給する場合においては100分の75未満、12月に支給する場合においては100分の85未満」に改める。

第13条の2第1号中「100分の35超」を「6月に支給する場合においては100分の35超、12月に支給する場合においては100分の40超」に改め、同条第2号中「100分の35」を「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」に改め、同条第3号中「100分の35未満」を「6月に支給する場合においては100分の35未満、12月に支給する場合においては100分の40未満」に改める。

第2条 宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「6月に支給する場合においては100分の93以上100分の150以下、12月に支給する場合においては100分の106以上100分の170以下」を「100分の99以上100分の160以下」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては100分の82.5以上100分の93未満、12月に支給する場合においては100分の94以上100分の106未満」を「100分の88以上100分の99未満」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改め、同条第4号中「6月に支給する場合においては100分の75未満、12月に支給する場合においては100分の85未満」を「100分の80未満」に改める。

第13条の2第1号中「6月に支給する場合においては100分の35超、12月に支給する場合においては100分の40超」を「100分の37.5超」に改め、同条第2号中「6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改め、同条第3号中「6月に支給する場合においては100分の35未満、12月に支給する場合においては100分の40未満」を「100分の37.5未満」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の宮津市職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。

* * *

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第10号

がん検診等費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

がん検診等費用の徴収に関する規則（昭和58年規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名中「がん検診等」を「予防接種」に改める。

第1条中「健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2の規定に基づき市が実施するがん検診及び肝炎ウイルス検診並びに」を削り、「がん検診等」を「予防接種」に改める。

第2条第1項中「がん検診等」を「予防接種」に改める。

第3条中「がん検診等」を「予防接種」に、「保健薬局」を「保険薬局」に改める。

第5条中「がん検診等」を「予防接種」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とする。
別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	金額
インフルエンザ予防接種	1,500円
高齢者の肺炎球菌感染症予防接種	3,000円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部改正）

2 宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成27年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第8条中「がん検診等」を「予防接種」に改める。

* * *

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第11号

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考1(2)エ(イ)中「第2項及び第6項」の次に「、第41条第24項」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市情報公開条例施行規則及び宮津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第12号

宮津市情報公開条例施行規則及び宮津市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

（宮津市情報公開条例施行規則の一部改正）

第1条 宮津市情報公開条例施行規則（平成13年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改める。

第7条中「第20条」を「第21条」に改める。

（宮津市個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第2条 宮津市個人情報保護条例施行規則（平成14年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第20条第1項第3号」を「第21条第1項第3号」に改め、同条第2項中「第20条第2項」を「第21条第2項」に、「第22条第3項」を「第24条第3項」に、「第23条第5項」を「第25条第5項」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 21 条第 2 項」を「第 22 条第 2 項」に改め、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 条例第 17 条の規定による開示請求を拒否する旨の決定 個人情報の存否を明らかにしない決定通知書

第 6 条第 2 項中「第 21 条第 3 項」を「第 22 条第 3 項」に改める。

第 11 条を第 12 条とする。

第 10 条中「第 27 条」を「第 31 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条中「第 25 条第 2 項」を「第 28 条第 2 項」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条第 1 項中「第 23 条第 2 項第 3 号」を「第 25 条第 2 項第 3 号」に改め、同条第 2 項中「第 23 条第 3 項」を「第 25 条第 3 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等に関する手続)

第 7 条 条例第 23 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第 23 条第 2 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 条例第 23 条第 2 項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による通知は、個人情報に係る第三者意見照会書によるものとする。

4 条例第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定による意見書の提出は、個人情報に係る第三者意見書によるものとする。

5 条例第 23 条第 3 項の規定による通知は、個人情報の開示決定に係る通知書によるものとする。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮津市告示第 9 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成 9 年規則第 3 号）第 16 条の規定により告示する。

平成 28 年 3 月 8 日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第 130 号

(1) 名 称 ムラカミサービス

(2) 所 在 地 綾部市栗町野佃 10 番地

(3) 代 表 者 村 上 弘

(4) 指定期間 平成 28 年 3 月 8 日～平成 32 年 12 月 31 日

* * *

宮津市告示第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 9 年 4 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第 10 項の規定により、下記のとおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <省略>
氏名 岡本 学
- 3 変更年月日 平成28年2月21日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成28年3月10日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第11号

宮津市国民健康保険条例施行規則（平成6年規則第19号）第11条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は、無効としたので告示する。

平成28年3月15日

宮津市長 井上正嗣

記

一般被保険者

保 険 者	宮津市（保険者番号 260067） 京都府宮津市字柳縄手345番地の1			
無効とする被保険者証記号番号	生年月日	交付日	無効日	
宮 - 0002288	昭和22年3月23日	平成27年4月1日	平成28年1月8日	
宮 - 0002553	昭和25年7月23日	平成27年8月1日	平成27年12月10日	
宮 - 0003211	平成8年10月28日	平成27年4月1日	平成27年12月17日	
宮 - 0007369	昭和26年2月22日	平成27年4月3日	平成27年10月21日	
宮 - 0013739	昭和41年11月1日	平成27年4月1日	平成27年12月24日	
宮 - 0013818	昭和49年2月22日	平成28年1月5日	平成28年2月26日	
宮 - 0015063	平成11年9月3日	平成27年4月15日	平成28年2月1日	
宮 - 0015941	昭和46年1月10日	平成27年4月1日	平成28年2月29日	
宮 - 2008108	昭和51年11月23日	平成27年4月1日	平成28年1月29日	

* * *

宮津市告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月17日

宮津市長 井上正嗣

- 1 施行者の名称
宮津市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
宮津都市計画下水道事業
京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和60年2月26日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収容の部分
変更なし
(2) 使用の部分
昭和60年京都府告示第104号、平成2年京都府告示第292号、平成4年京都府告示第768号、平成6年京都府告示第665号、平成9年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18

年京都府告示第28号及び平成21年京都府告示第175号の事業地のうち京都府宮津市字江尻小字見谷、小字下坪、小字神主分、小字下菜切、小字窪、小字大道、小字五反田、小字前田、小字マトバ、小字枯木谷、小字小川及び小字阿弥陀堂、字宮村小字下、小字男山、小字中、小字砂田、小字下岡、小字寺ノ下、小字岡ノ谷、小字家ノ前、小字丸山、小字屋敷下、小字椿原及び小字岡嶋、字喜多小字堅田、小字鳥ヶ尾、小字善光及び小字縄手、字国分小字長田、小字ボコ谷口、小字ボコ、小字穴田、小字畔田及び小字松原、字中野小字クゴンドン、小字廻り垣、小字梶原及び小字寺大門、字難波野小字阿弥陀堂、字大垣小字下河原、小字下川原及び小字大川、字小松小字稲木の後、小字川ギシ及び小字タギ所、字溝尻小字西ノボリ、字獅子小字ドウガキ、字須津小字九反町、字滝馬小字船山下及び小字船山、字今福小字荒木野、字漁師、字波路小字高畑並びに字獅子崎小字峠濱を変更し、同事業地に字中野小字大袖濱、小字沖深田、小字深田、小字トヨ口、小字土石、小字横田、小字丁田、小字眞名井、小字眞名井角ヶ場下、小字赤井坊、小字ヨナイジ、小字ボコ及び小字見明谷、字江尻小字深田浜、小字深田、小字砂田、小字山東、小字堀分、小字トピカス、小字濱田、小字丁田、小字谷口、小字北垣、小字瀧ヶ鼻及び小字錦ノ川、字難波野小字西深田、小字沖田、小字横田、小字林ノ下、小字沓町田、小字札場、小字家ノ下、小字茶園場、小字稲木場、小字堂ノ下、小字宮ノ下、小字川向、小字藪地、小字三角畑、小字中地、小字那光寺、小字大道及び小字河原、字大垣小字丁田及び小字北垣、字国分小字向土石及び小字墓ノ段下、字小松小字川原、字溝尻小字イモネ、字獅子小字デンガク谷並びに字今福小字米山、小字上地、小字城ノ裏、小字日尻、小字家ノ上、小字向側、小字一ノ瀬及び小字込山を追加する。

* * *

宮津市告示第13号

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3月22日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市立小・中学校漢字検定料補助金交付要綱（平成24年告示第14号）の一部を次のように改正する。

第4条中「基準額と」を「基準額1と」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）市町村民税非課税世帯又は市町村民税課税世帯のうち均等割のみ課税世帯にあつては、次表に定める基準額2と保護者が負担する漢字検定に係る検定料のいずれか低い額とする。

第4条の表中

「	「				」
		基準額	基準額 1	基準額 2	
		600円	800円	3,150円	
	を	540円	750円	2,250円	に改める。
		450円	600円	1,800円	
		300円	450円	1,350円	
	」				」

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成27年4月1日以後に実施した漢字検定について適用する。

* * *

宮津市告示第14号

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱の一部を改正する要綱

宮津市障害者等介護給付費等加算金支給要綱（平成16年告示第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表（第 3 条関係）

事業区分	事業所及びサービス	加算額
1 障害児通所利用支援事業	京都府の区域(京都市の区域を除く。以下「府域」という。)内に所在する児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者が同項に規定する指定通所支援の事業を行う府域内に所在する障害児通所支援事業所又は同法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援を行う府域内に所在する事業所(同法第43条に規定する児童発達支援センターを除く。)において行われる、同法第21条の5の2第1号に掲げる児童発達支援又は同条第3号に掲げる放課後等デイサービスであって、外来の方法により、障害児の保護者等に各種の相談又は指導を行うもの	1 事業所につき2,890円にサービスの利用の回数(当該回数が他市町村の利用を含め年間100回を超えるときは、100とする。)を乗じて得た額(当該事業所のサービスの利用につき児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)別表第1の2の2又は第3の2の2の規定の適用を受けるときは、当該額から当該適用を受ける部分に係る同告示に基づく障害児通所給付費等の額を減じた額)
2 身体障害者、知的障害者及び児童短期入所サービス利用支援事業	府域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者が同項に規定する指定障害福祉サービスの事業を行う府域内に所在する同法第36条第1項に規定するサービス事業所又は府域内に所在する同法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設において、身体障害者、知的障害者又は障害児に同法第5条第8項に規定する短期入所のサービスを行うもの	サービスの利用1回につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに掲げる金額 (1) 利用者が身体障害者又は知的障害者である場合 ア 利用者が平成18年厚生労働省告示第523号(以下「告示第523号」という。)別表の第7の1のイの(1)の区分6及び区分5に該当するとき。 1,800円 イ 利用者が告示第523号別表の第7の1のイの(1)の区分4及び区分3に該当するとき。 1,100円 ウ 利用者が告示第523号別表の第7の1のイの(1)の区分2及び区分1に該当するとき。 1,100円 エ 利用者が告示第523号別表の第7の1の口の(1)及び(2)に該当するとき。 1,800円 オ 利用者が告示第523号別表の第7の1の口の(3)に該当するとき。

		1,800円
		(2) 利用者が障害児である場合
		ア 利用者が告示第523号別表の第7の1のイの(3)の区分3に該当するとき。
		1,800円
		イ 利用者が告示第523号別表の第7の1のイの(3)の区分2に該当するとき。
		1,100円
		ウ 利用者が告示第523号別表の第7の1のイの(3)の区分1に該当するとき。
		1,100円
		エ 利用者が告示第523号別表の第7の1の口の(1)及び(2)に該当するとき。
		1,800円
		オ 利用者が告示第523号別表の第7の1の口の(3)に該当するとき。
		1,800円

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後の事業の利用に係るものについて適用し、同日前の事業の利用に係るものについては、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第15号

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱(平成22年告示第16号)の一部を次のように改正する。別表に次のように加える。

(5) 小規模放課後児童クラブ支援加算	児童数が20人未満で複数の指導員等を配置する場合は、532,000円を(1)運営費に加算する。
---------------------	---

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の宮津市放課後児童クラブ事業補助金交付要綱の規定は平成27年4月1日から適用する。

* * *

宮津市告示第16号

地方税法(昭和25年法律第226号)第416条第1項の規定により、平成28年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成28年3月30日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成28年4月1日から平成28年5月31日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市市民部税務課資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第17号

宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市地域公共交通会議設置要綱等の一部を改正する要綱

（宮津市地域公共交通会議設置要綱の一部改正）

第1条 宮津市地域公共交通会議設置要綱（平成19年告示第152号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第49条第1号」を「第49条第1項第1号」に改め、同条第3号中「第49条第2号及び第3号に規定する過疎地有償運送」を「第49条第1項第2号及び第3号に規定する公共交通空白地有償運送」に改める。

第8条中「総務室」を「交通政策担当課」に改める。

（宮津市創生本部設置要綱の一部改正）

第2条 宮津市創生本部設置要綱（平成26年告示第129号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「各室長、出納管理室長」を「各部長、会計管理者」に、「及び教育委員会事務局総括室長」を「、教育委員会事務局教育次長及び市長が指定する職にある者」に改める。

第6条中「企画担当室」を「企画担当課」に改める。

（宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱の一部改正）

第3条 宮津市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱（平成27年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画担当室」を「企画担当課」に改める。

（宮津市不当要求行為等対策要綱の一部改正）

第4条 宮津市不当要求行為等対策要綱（平成17年告示第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「総務室長」を「総務部長」に、「各室長及び教育委員会事務局総括室長」を「各部長、会計管理者、教育委員会事務局教育次長、議会議務局長、総務課長及び市長が指定する職にある者」に改め、同条第8項中「総務室」を「総務部総務課」に改める。

第6条第2項及び第7条第5項中「所属室等」を「所属部等」に改める。

（宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱の一部改正）

第5条 宮津市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱（平成18年告示第148号）の一部を次のように改正する。

第7条中「高齢福祉担当室」を「高齢福祉担当課」に改める。

（宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部改正）

第6条 宮津市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（平成6年告示第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「健康福祉室長」を「老人福祉担当課長」に改める。

第7条中「老人福祉担当室」を「老人福祉担当課」に改める。

（宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会設置要綱の一部改正）

第7条 宮津市立保育所民営化移管先法人選考委員会設置要綱（平成23年告示第102号）の一部を次

のように改正する。

第 7 条中「児童福祉担当室」を「児童福祉担当課」に改める。

(宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の一部改正)

第 8 条 宮津市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱(平成23年告示第108号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「健康福祉室」を「健康福祉部」に改める。

(宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱の一部改正)

第 9 条 宮津市障害者計画等策定委員会設置要綱(平成26年告示第90号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「障害福祉担当室」を「障害福祉担当課」に改める。

(宮津市健康づくり推進協議会設置要綱の一部改正)

第 1 0 条 宮津市健康づくり推進協議会設置要綱(昭和53年告示第51号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「健康対策担当室」を「健康対策担当課」に改める。

(宮津市予防接種健康被害調査委員会要綱の一部改正)

第 1 1 条 宮津市予防接種健康被害調査委員会要綱(昭和54年告示第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「健康対策担当室」を「健康対策担当課」に改める。

(宮津市包括的支援等事業実施要綱の一部改正)

第 1 2 条 宮津市包括的支援等事業実施要綱(平成18年告示第21号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「健康福祉室」を「健康福祉部」に改める。

(宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部改正)

第 1 3 条 宮津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱(平成26年告示第31号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「有害鳥獣対策担当室の室長」を「有害鳥獣対策担当課の課長」に改める。

第 6 条中「有害鳥獣対策担当室」を「有害鳥獣対策担当課」に改める。

(みやづ天橋立大使設置要綱の一部改正)

第 1 4 条 みやづ天橋立大使設置要綱(平成27年告示第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「広報担当室」を「広報担当課」に改める。

(宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱の一部改正)

第 1 5 条 宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱(平成24年告示第130号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「都市計画担当室」を「都市計画担当課」に改める。

(地籍調査実施推進委員会要綱の一部改正)

第 1 6 条 地籍調査実施推進委員会要綱(昭和58年告示第14号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「地籍調査担当室」を「地籍調査担当課」に改める。

(宮津市水道使用料金等審議会設置要綱の一部改正)

第 1 7 条 宮津市水道使用料金等審議会設置要綱(昭和58年告示第57号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「水道事業担当室」を「水道事業担当課」に改める。

(宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱の一部改正)

第 1 8 条 宮津市公共下水道使用料金等審議会設置要綱(平成 4 年告示第54号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公共下水道担当室」を「公共下水道担当課」に改める。

(宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱の一部改正)

第 1 9 条 宮津市人権教育・啓発推進検討委員会設置要綱(平成27年告示第119号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総括室人権教育担当係」を「人権教育担当課」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第18号

宮津市地域福祉推進計画協議会設置要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市地域福祉推進計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)として策定した宮津市地域福祉推進計画の円滑かつ確実な実施の促進等を図るため、宮津市地域福祉推進計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 宮津市地域福祉推進計画の推進に関すること。
- (2) 地域福祉計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 保健福祉医療等の関係者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(宮津市地域福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 宮津市地域福祉計画策定委員会設置要綱(平成27年告示第34号)は、廃止する。

* * *

宮津市告示第19号

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱の一部を改正する要綱

宮津市くらしの資金貸付事業運営要綱(昭和45年告示第41号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第20号

宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するように実施する、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金(以下「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者(以下「支給対象者」という。)は、昭和27年4月1日以前に生まれた者で、次の各号のいずれにも該当するもの(他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)において給付金が支給される者を除く。)とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成27年1月1日(以下「基準日」という。)において本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出(同法第24条に規定する転出をいう。以下同じ。)の予定年月日が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。以下同じ。)を本市に行ったもので、転入(同法第22条第1項に規定する転入をいう。以下同じ。)をした年月日が基準日の翌日以後である転入届(同項の規定による届出をいう。以下同じ。)をいずれかの市町村に行ったもの

ウ 基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったもの(転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以後である転入届を本市へ行ったものを除く。)

エ 基準日においていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に住民基本台帳法第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後

初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。)のうち、配偶者からの暴力を理由に本市に避難し、配偶者と生計を別に行っている者(以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。)及びその同伴者であって、基準日において、本市にその住民票を移しておらず、次に掲げる(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの

(ア) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)上、その配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によるその配偶者の被扶養者となっていないこと。

(イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令(配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号の規定による接近禁止命令又は同項第2号の規定による退去命令。その同伴者にあつては、同条第3項又は第4項の規定による接近禁止命令)が出されていること。

(ロ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」(地方公共団体の判断により、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターが発行した証明書を含む。)が発行されていること。

(エ) 基準日の翌日以後に住民票が本市へ移され、住民基本台帳事務処理要領(昭和42年10月4日付け自治振第150号自治省行政局長等通知)に基づく支援措置の対象となっていること。

(2) 平成27年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条(同法第736条第3項で準用する場合を含む。)の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税」という。)が課されていない者又は宮津市市税条例(昭和30年条例第33号)で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者(当該市町村民税が課されている者(当該市町村民税を免除された者を除く。))の扶養親族等(同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。)を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金を支給しない。

(1) 基準日において、次のいずれかに該当する者

ア 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(基準日に保護が停止されていた者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。)

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付(以下「支援給付」という。)の受給者(基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下同じ。)の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までの間に援護加算の認定を廃止又は停止された者を除く。)

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び平成27年1月2日から平成28年4月1日までの間に援護が廃止又は停止された者を除く。)

(2) 給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者のうち、住民基本台帳法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないもの

3 次の各号に定める者について、当該者分の給付金につき、当該者の配偶者又は養護者から代理による申請があった場合は、当該代理人に給付金を支給しない。

(1) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において本市にその住民票を移しておらず、第1項第1号エ(ア)の要件を満たし、かつ、同号エ(イ)から(エ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を本市に申し出たもの

(2) 基準日において、障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。）のうち、養護者（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第3項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居（以下「入所等」という。）の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(3) 基準日において、高齢者（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第1項に規定する高齢者をいう。）のうち、養護者（同条第2項に規定する養護者をいう。）から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が採られている者（2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（給付金の額）

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき3万円とする。

（支給申請）

第4条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本市が給付金の支給の申請の受付を開始した日から起算して3箇月以内に、宮津市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 申請者に代わり、代理人として前項の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

3 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに申請者に通知するものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第6条 支給対象者から第4条の規定による申請が行われなかった場合は、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 申請書の不備による振込不能等があり、本市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第7条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他の不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第8条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第21号

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市高齢者福祉施設等整備促進補助金交付要綱（平成24年告示第44号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 京都府北部福祉人材養成システム総合実習センターを整備する者に対する第4条第1項第1号及び第6条第1項第1号の規定の適用については、第4条第1項第1号ア中「老人福祉施設」とあるのは「老人福祉施設及び当該施設に併設する介護・福祉人材の養成施設」と、第6条第1項第1号中「補助対象経費（前条第1項第4号を除く。）に100分の30を乗じて得た額（その額に1万円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、3,000万円（第4条第1項第2号に掲げる施設にあっては、300万円）を限度とする。」とあるのは「老人福祉施設の整備に係る補助対象経費に100分の30を乗じて得た額（その額に1万円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）及び当該施設に併設する介護・福祉人材の養成施設の整備に係る補助対象経費に100分の50を乗じて得た額（その額に1万円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。ただし、老人福祉施設の整備にあっては3,000万円を、当該施設に併設する介護・福祉人材の養成施設の整備にあっては2,500万円を限度とする。」とする。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第22号

宮津市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市配食サービス事業実施要綱（平成12年告示第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「週2日を限度として」を「第3条に規定する利用対象者に対して行う食生活等の実態把握調査に基づき、市長が必要と認める日において」、「の給食」を「を上限として給食」に改める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第23号

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市日常生活用具給付等事業実施要綱（平成4年告示第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1身体障害児（者）、知的障害児（者）及び難病患者等の項の表自立生活支援用具の部便器の項中「4,450円」の次に「（手すり付きは9,850円）」を加え、同表情報・意志疎通支援用具の部視覚障害者用拡大読書器の項中「198,000円」を「268,000円」に改め、同部盲人用時計の項中「10年」を「5年」に改め、同部聴覚障害者用通信装置の項中「71,000円」を「35,000円」に改める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の別表第1身体障害児(者)、知的障害児(者)及び難病患者等の項の表の規定は、この要綱の施行の日以後の日常生活用具の給付について適用する。

* * *

宮津市告示第24号

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉タクシー利用助成事業実施要綱(平成8年告示第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第49条第3号」を「第49条第1項第3号」に改める。

第5条第2項中「日から当該」を「決定の日の属する」に改め、同条第3項中「1年分」を「1年度分」に、「一括して交付」を「4月に一括交付」に改め、同項ただし書中「年度の」を「交付の決定の日が」に、「において交付するときは、」を「の場合は、当該」に、「を交付」を「の利用券を年度分として一括交付」に改め、同条第4項中「再交付を」を「再交付は」に、「ときに限り」を「ときは」に、「ことができる」を「ものとする」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える

- 4 申請者が第3条第1項第4号に該当する者(宮津市じん臓機能障害者交通費助成金交付要綱(平成27年告示第42号)の規定による通院交通費の助成を受ける者を除く。)であって、じん臓の機能障害を更生するため医療機関に通院の上、慢性透析療法による医療の給付を受けているものであるときは、前項の規定により交付する利用券に加えて、交付の決定の日の属する月から1月当たり3枚の利用券を年度分として一括交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第25号

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市じん臓機能障害者通院交通費助成金交付要綱(平成27年告示第42号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第49条第3号」を「第49条第1項第3号」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第26号

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市予防接種補助金交付要綱(平成13年告示第103号)の一部を次のように改正する。

第3条中「がん検診等」を「予防接種」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第27号

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市風しん予防接種補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市風しん予防接種補助金交付要綱（平成25年告示第89号）の一部を次のように改正する。
第4条中「平成28年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第28号

宮津市骨髓等ドナー支援助成金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市骨髓等ドナー支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、骨髓及び末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の提供の推進を図るため、骨髓等の提供を行った者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が行う移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業により骨髓等の提供を行った者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 骨髓等の提供を行った日（以下「骨髓等提供日」という。）に本市に住所を有すること。
- (2) 国、他の地方公共団体等が実施する他の制度により骨髓等の提供に係る助成等を受けていないこと。
- (3) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納していないこと。

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、次に掲げる骨髓等の提供に係る通院、入院又は面談（骨髓等の採取のための手術及びこれに関連した医療処置によって生じた健康被害のためのものを除く。以下「通院等」という。）に要した日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。

- (1) 健康診断のための通院
- (2) 採血のための通院
- (3) 骨髓等の採取のための入院
- (4) その他骨髓バンク又は医療機関が必要と認める通院等

(交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により、宮津市骨髓等ドナー支援助成金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、骨髓等提供日から90日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 骨髓バンクが発行する骨髓等の提供を行ったことを証する書類
- (2) 骨髓バンク又は医療機関が発行する骨髓等の提供に係る通院等をした日を証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第 5 条 規則第11条第 2 項の規定により助成金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(助成金の返還)

第 6 条 市長は、助成金の交付を受けた者が偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けた場合又はこの要綱の規定に違反したと認められる場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市骨髄等ドナー支援助成金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第29号

宮津市介護保険における保険給付費の受領委任払実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市介護保険における保険給付費の受領委任払実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市介護保険における保険給付費の受領委任払実施要綱（平成16年告示第107号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 8 条第24項」を「第 8 条第25項」に改める。

第 4 条第 4 号中「末日」の次に「(被保険者の資格喪失による月途中での退所の場合は、退所日)」を加える。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第30号

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱（平成12年告示第86号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを 1 号ずつ繰り下げ、同項第10号中「第 8 条第26項」を「第 8 条第27項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第 9 号中「第 8 条第22項」を「第 8 条第23項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第 8 号中「第 8 条第21項」を「第 8 条第22項」に改め、同号を同項第 9 号とし、同項第 7 号中「第 8 条第18項」を「第 8 条第19項」に改め、同号を同項第 8 号とし、同項第 6 号中「第 8 条第17項」を「第 8 条第18項」に改め、同号を同項第 7 号とし、同項第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 法第 8 条第17項に規定する地域密着型通所介護

第 2 条第 2 項中「第 8 号、第10号及び第13号」を「第 9 号、第11号及び第14号」に改める。

第 3 条第 2 項中「第 8 号又は第10号」を「第 9 号又は第11号」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第31号

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市特産品等振興事業補助金交付要綱（平成23年告示第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「別表第1項及び第2項の事業を併せて」を「別表各項に掲げる事業を同一年度に」、
「補助金」を「これらの補助金合計額」に改め、同条第3項中「1回」を「1年度あたり1回」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、別表第1項又は第2項の事業実施年度において第3項の事業を実施する場合は、これらを合わせて1回とする。

第9条に次のただし書を加える。

ただし、別表第3項の事業のみの実施にあつては、この限りでない。

別表に次のように加える。

3 特産品等の新規販路開拓事業	おおむね2年以内に商品化された特産品等の販路開拓	イベント参加費、会場借上料、会場設営費、装飾費、広告宣伝費、梱包運搬費、旅費、委託費、通訳・翻訳料その他市長が認める経費	補助対象経費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。
-----------------	--------------------------	--	-------------------------------

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第32号

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市魅力ある商いのまちづくり支援事業補助金交付要綱（平成26年告示第92号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「50万円」を「100万円」に改め、同表2の項中「300万円」を「150万円」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第33号

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱の一部を改正する要綱

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱（平成21年告示第46号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成32年3月31日」に改め、同項ただし書中「平成28年度」を「平成32年度」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第34号

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市定住支援空き家等改修事業補助金交付要綱（平成24年告示第50号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「1年」の次に「（国、地方公共団体等が実施する研修で市長が適当と認めるものを受ける場合は、当該研修期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない。）」を加える。

第4条中「有してから1年」の次に「（国、地方公共団体等が実施する研修で市長が適当と認めるものを受ける場合は、当該研修期間のうち市内に住所を有している期間は算入しない。）」を加える。

第5条第1項中「2分の1」を「3分の2」に、「30万円」を「100万円」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第35号

宮津市法定外公共物等整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市法定外公共物等整備事業費補助金交付要綱

宮津市道路舗装事業補助金交付要綱（昭和53年告示第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、地域の生活環境の向上を図るため、自治会又は市長が認める団体（以下「自治会等」という。）が行う法定外公共物等の整備に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において「法定外公共物等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 宮津市法定外公共物管理条例（平成16年条例第18号）第2条に規定する法定外公共物（農業用の道路及び水路を除く。）
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、特定行政庁がその位置の指定をした道路
- (3) 自治会等の管理する財産で市長が必要と認めるもの

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市内の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者をいう。）又は市長が適当と認める者が施工する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法定外公共物等で現に一般の用に供されている生活道路の改良、補修又は舗装を行うもの。ただし、舗装（附帯する路肩補修を含む。）は、当該舗装の厚さがアスファルト舗装にあっては4センチメートル以上、コンクリート舗装にあっては7センチメートル以上のものとする。
- (2) 法定外公共物等で現に一般の用に供されている排水路の改良、補修又は構造物の新設を行うもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物等の維持及び補修を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、補助対象事業としない。

- (1) 法定外公共物等の隣接地の所有者及びその他の権利を有する者から当該法定外公共物等の整備について同意を得ていない場合

(2) 法定外公共物等が属する自治会から当該法定外公共物等の整備について同意を得ていない場合

(3) 法定外公共物等の整備が他の補助制度の対象となる場合
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用(工事に附随する測量設計費及び工事監理に要する経費を含む。以下「補助対象事業費」という。)に別表に定める補助率を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、1自治会等につき1年度当たり1回とする。
(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市法定外公共物等整備事業費補助金交付申請書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により宮津市法定外公共物等整備事業費補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市法定外公共物等整備事業費補助金実績報告書に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、宮津市法定外公共物等整備事業費補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	補助率
高齢化率が70パーセントを超える自治会が行う場合	補助対象事業費の10分の9以内
住民の安全対策のため緊急に行う必要がある場合 避難路又は通学路に係る対策のため行う必要がある場合	
高齢化率が50パーセントを超える自治会が行う場合	補助対象事業費の10分の7以内
自治会の集会施設に通じる里道において行う場合	
その他の場合	補助対象事業費の10分の5以内

備考 この表において「高齢化率」とは、自治会の区域内に住所を有する者を100とした65歳以上の者の割合をいう。

* * *

宮津市告示第36号

宮津市雨水タンク購入費補助金交付要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市雨水タンク購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、雨水の流出抑制及び有効利用を図るため、雨水タンク(屋根に降った雨水を貯留し、これを利用するための設備であって、貯留容量100リットル以上のものをいう。以下同じ。)の購入に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者は、本市内に所有し、又は占用する建築物の敷地内に設置する雨水タンクを市内の業者から購入したもとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 建築物又は建築物の存する土地を借り上げている者で、雨水タンクの設置について当該建築物又は土地の所有者の同意を得ていないもの
- (2) 販売の目的で雨水タンク付き建築物を建築し、又は増改築する者
- (3) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第 5 条に規定する税をいう。）を滞納している者（補助金の額等）

第 3 条 補助金の額は、雨水タンクの購入に要した費用（1 基当たりの費用をいう。）に 4 分の 3 を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、4 万5,000 円を限度とする。

2 補助金の交付は、一つの建築物につき 1 基とし、1 回限りとする。

（交付申請）

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第 4 条の規定により宮津市雨水タンク購入費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 5 条 規則第11条第 2 項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、宮津市雨水タンク購入費補助金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行し、同日以後の雨水タンクの購入について適用する。

* * *

宮津市告示第37号

宮津市情報収集機器設置事業補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成28年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市情報収集機器設置事業補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市情報収集機器設置事業補助金交付要綱（平成26年告示第91号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第38号

宮津市公印のうち、市印凸版（くみ取り券専用）及び総務室長印を次のとおり廃止したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第 5 条第 2 項の規定により告示する。

平成28年 4 月 1 日

宮津市長 井 上 正 嗣

印 影	公印の名称及び使用区分	廃止期日
< 省 略 >	市印凸版 くみ取り券専用	平成 28 年 4 月 1 日

<p><省略></p>	<p>総務室長印 総務室長名をもって発する文書</p>	<p>平成28年4月1日</p>
-------------------	---------------------------------	------------------

* * *

宮津市告示第39号

宮津市公印として、新たに総務部長印を次のとおり調製したので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第5条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<p><省略></p>	<p>総務部長印 総務部長名をもって発する文書</p>	<p>平成28年4月1日</p>

* * *

宮津市告示第40号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、ふるさと宮津応援寄附金の収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 東京都中央区日本橋二丁目2番2号

氏名 株式会社さとふる

* * *

宮津市告示第41号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2065番地の4

氏名 WILLER TRAINS 株式会社

* * *

宮津市告示第42号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2

氏名 天橋立文珠繁栄会 会長 織 田 宗 洋

* * *

宮津市告示第43号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 京都市下京区西七条掛越町65番地

氏名 公益社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第44号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字鶴賀2060番地の65

氏名 株式会社鶴賀清掃社

* * *

宮津市告示第45号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 北 地 吉 昌

* * *

宮津市告示第46号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大型ごみ処理手数料券の

取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第48号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市篠尾新町1丁目77-2

氏名 株式会社ソラスト北近畿支社

* * *

宮津市告示第49号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字獅子崎1162番地

氏名 YMSほりかわ

代表者 堀川 義治

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市東淀川区東中島2丁目9-15

氏名 株式会社富士ダイナミクス 大阪営業所

取締役大阪営業所長 長谷川 雅人

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <省 略>

氏名 文珠自治会 会長 小 田 彰 彦

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市史等の頒布料の徴収及び収納の事務を平成28年4月1日から平成29年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

収入事務受託者

住 所	氏 名
宮津市字浜町3000番地	公益財団法人宮津市民実践活動センター
宮津市字河原1850番地	元結屋 2 7 会長 大 江 昌 嗣

* * *

宮津市告示第53号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 結核
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
 - (5) 不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 予防接種を行う期日

接 種 期 日	
平成28年4月19日（火）	平成28年10月18日（火）
平成28年5月17日（火）	平成28年11月15日（火）
平成28年6月21日（火）	平成28年12月20日（火）
平成28年7月19日（火）	平成29年1月17日（火）
平成28年8月23日（火）	平成29年2月21日（火）
平成28年9月20日（火）	平成29年3月21日（火）

- 7 予防接種を行う場所 宮津市保健センター

* * *

宮津市告示第54号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ

2 予防接種の対象者の範囲

第1期初回 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者

第1期追加 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者(1期初回接種(3回)終了後、6月以上の間隔をおく)

第2期 11歳以上13歳未満の者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者

4 接種回数 第1期初回3回(20日以上、標準的には20日から56日までの間隔)

第1期追加1回

第2期 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種			
		第1期初回・追加 (四種混合:ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	第1期初回・追加(三種混合:ジフテリア・百日せき・破傷風)	第2期 (二種混合:ジフテリア・破傷風)	不活化ポリオ
味見真弓	味見診療所	○	○	○	○
石井靖隆	日置診療所	○	○	○	○
	府中診療所	○	○	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○	○	○
曾根淳史	宮津武田病院	○	/	/	/
桂長門					
坂野勉					
辻俊三					
荒川昌昭					
小柳博彦					
木崎二郎					
中村智樹					
中川長雄	中川医院	○	○	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○	○	○
浪江和生	浪江医院	○	○	○	○
今井敏雄					
堀川義治	宮津市由良診療所	○	○	○	○
林信昌	養老診療所	/	/	○	/
宮地高弘	宮地外科医院	○	○	○	○
宮地道弘					
山根行雄	山根医院	○	○	○	○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○	○	○
伊藤剛	いとうクリニック	○	○	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○	○	○
岩破康二	岩破医院	○	○	○	○

大 森 齋	大森内科診療所	○	○	○	○
木 村 進	木村内科クリニック	○	○	○	○
須 川 典 亮	須川医院	○	○	○	○
鳥 居 剛	鳥居クリニック	○	○	○	○
日 置 潤 也	日置医院	○	○	○	○
山 添 一 郎	やまぞえこども クリニック	○	○	○	○
石 野 秀 岳	伊根診療所	○	○	○	○
宮 地 道 弘	本庄診療所	○	○	○	○

7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

* * *

宮津市告示第55号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
浪 江 和 生	浪江医院
今 井 敏 雄	
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地外科医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック

須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
* * *

宮津市告示第56号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。
平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 日本脳炎
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - 第1期初回 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第1期追加 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - 第2期 9歳以上13歳未満の者
 - 接種の中止により接種を受ける機会を逸した者（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者）については、20歳未満の者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態であると医師が判断した者
- 4 接種回数 第1期初回2回（6日以上、標準的には6日から28日までの間隔）
第1期追加1回（初回終了後6月以上、標準的にはおおむね1年経過した時期）
第2期1回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		13歳未満の者	13歳以上の者
味見真弓	味見診療所		
石井靖隆	日置診療所		
	府中診療所		
今出陽一郎	今出クリニック		
岡所明良	岡所・泌尿器科医院		
中川長雄	中川医院		
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック		
浪江和生	浪江医院		
今井敏雄			
西原寛	西原医院		
堀川義治	宮津市由良診療所		
宮地道弘	宮地外科医院		
宮地道弘			
山根行雄	山根医院		
伊藤剛	いとうクリニック		

岩 破 淳 郎	いわさく診療所		
岩 破 康 二	岩破医院		
大 森 齋	大森内科診療所		
木 村 進	木村内科クリニック		
須 川 典 亮	須川医院		
鳥 居 剛	鳥居クリニック		
日 置 潤 也	日置医院		
山 添 一 郎	やまぞえこどもクリニック		
石 野 秀 岳	伊根診療所		
宮 地 道 弘	本庄診療所		

7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

* * *

宮津市告示第57号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

1 予防接種の種類 ヒブワクチン

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 初回3回（27日（医師が認める場合は20日）以上、標準的には、27日（医師が認めた場合は20日）から56日までの間隔）

追加1回（初回接種終了後7月以上、標準的には、7月から13月までの間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽一朗	今出クリニック
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 齋	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック

日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

* * *

宮津市告示第58号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 小児用肺炎球菌ワクチン

2 予防接種の対象者の範囲

生後2月から生後60月に至るまでの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

(4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数

初回3回（標準的には生後12月までに27日以上の間隔で行う。）

追加1回（生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔）

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤邦彦	伊藤内科医院
伊藤剛	いとうクリニック
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森齋	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

* * *

宮津市告示第59号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 予防接種の種類 子宮頸がん予防（ヒトパピローマウイルス）ワクチン
- 2 予防接種の対象者の範囲
小学校6年生から高校1年生相当年齢までの女子
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 3回
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味 見 真 弓	味見診療所
石 井 靖 隆	日置診療所
	府中診療所
今 出 陽 一 朗	今出クリニック
岡 所 明 良	岡所・泌尿器科医院
佐 藤 昌 平	佐藤医院
曾 根 淳 史	宮津武田病院
桂 長 門	
坂 野 勉	
辻 俊 三	
荒 川 昌 昭	
小 柳 博 彦	
木 崎 二 郎	
中 村 智 樹	
中 川 長 雄	中川医院
中 川 嘉 洋	中川内科・小児科クリニック
西 原 寛	西原医院
堀 川 義 治	宮津市由良診療所
宮 地 高 弘	宮地外科医院
宮 地 道 弘	
山 根 行 雄	山根医院
伊 藤 邦 彦	伊藤内科医院
伊 藤 剛	いとうクリニック
岩 破 淳 郎	いわさく診療所
岩 破 康 二	岩破医院
大 森 斎	大森内科診療所
木 村 進	木村内科クリニック
須 川 典 亮	須川医院
鳥 居 剛	鳥居クリニック

日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
* * *

宮津市告示第60号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 水痘
- 2 予防接種の対象者の範囲
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 2回（追加接種は、初回接種後3月以上、標準的には6月から12月までの間隔）
- 5 自己負担金 無料
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一郎	今出クリニック
中川長雄	中川医院
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
浪江和生	浪江医院
今井敏雄	
堀川義治	宮津市由良診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所
木村進	木村内科クリニック
須川典亮	須川医院
鳥居剛	鳥居クリニック
日置潤也	日置医院
山添一郎	やまぞえこどもクリニック
石野秀岳	伊根診療所
宮地道弘	本庄診療所

- 7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
* * *

宮津市告示第61号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 予防接種の種類 高齢者の肺炎球菌感染症
- 2 予防接種の対象者の範囲
 - (1) 平成28年度末において、年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳及び100歳の者
 - (2) 接種日において、60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの
- 3 予防接種を受けることが適当でない者
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
 - (4) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
- 4 接種回数 1回
- 5 自己負担金 3,000円。ただし、後期高齢者医療保険制度被保険者は1,000円。
なお、生活保護世帯に属する者は免除することができる。
- 6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所
味見真弓	味見診療所
石井靖隆	日置診療所
	府中診療所
今出陽一朗	今出クリニック
岡所明良	岡所・泌尿器科医院
曾根淳史	宮津武田病院
桂長門	
坂野勉	
辻俊三	
荒川昌昭	
小柳博彦	
木崎二郎	
中村智樹	中川医院
中川長雄	
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック
西原寛	西原医院
宮地高弘	宮地外科医院
宮地道弘	
堀川義治	宮津市由良診療所
林信昌	養老診療所
山根行雄	山根医院
伊藤剛	いとうクリニック
伊藤邦彦	伊藤内科医院
岩破淳郎	いわさく診療所
岩破康二	岩破医院
大森斎	大森内科診療所

衣川 馨	衣川整形外科医院
木村 進	木村内科クリニック
須川 典亮	須川医院
鳥居 剛	鳥居クリニック
日置 潤也	日置医院
山添 一郎	やまぞえこどもクリニック
石野 秀岳	伊根診療所
宮地 道弘	本庄診療所

7 予防接種を行う期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで
* * *

宮津市告示第62号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により、平成28年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第63号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、次のとおり会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員へ、出納員の当該事務の一部を分任出納員へ委任したので告示する。

なお、平成19年告示第45号（会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任）は、廃止する。

平成28年4月1日

宮津市長 井上正嗣

設置（部）課	出納員となる者	分任出納員となる者	委任する事務
会計課	会計課 課長	会計課に所属する職員	現金の出納及び保管 有価証券の出納及び保管 小切手の振り出し 物品の検収並びに出納及び保管
総務部 総務課		総務課に所属する職員	コピー使用料等相当額の収納 戸籍等手数料の収納 税務証明手数料の収納 火葬場使用料の収納 広報誌みやづ縮刷版頒布収入の収納 一般廃棄物処理手数料（大型ごみ処理手数料）の収納 社会教育活用施設の実費相当額の収納
総務部 財政課		財政課に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納
企画部 企画政策課		企画政策課に所属する職員	上世屋緑へのいざない頒布収入の収納 宮津市ふるさと宮津応援寄附金の収納
企画部 観光交流課		観光交流課に所属する職員	宮津市観光交流センターの多目的広場使用料及び立体駐車場料金の収納
市民部 市民課		市民課に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納

		犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 狂犬病予防注射済票交付手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納 し尿収集手数料の収納
市民部 税務課	税務課に所属する職員	税務証明手数料の収納 市税等（府民税含む。）の収納
健康福祉部 地域福祉介護課	地域福祉介護課に所属する職員	社会福祉事業寄附金の収納 災害援護資金償還金の収納 介護保険料の収納 コピー使用料等相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納
健康福祉部 社会福祉課	社会福祉課に所属する職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 コピー使用料等相当額の収納 児童扶養手当返還金の収納
健康福祉部 健康増進課	健康増進課に所属する職員	未熟児養育医療自己負担徴収金の収納 健康診査等費用徴収金の収納
産業経済部 産業振興課	産業振興課に所属する職員	公設市場使用料の収納 コピー使用料相当額の収納
産業経済部 農山漁村振興課	農山漁村振興課に所属する職員	漁港占用料の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 受益者負担金の収納 コピー使用料相当額の収納
建設部 土木管理課	土木管理課に所属する職員	道路占用料の収納 コピー使用料相当額の収納 法定外公共物占用料の収納 設計図書交付料の収納 地図交付料の収納
建設部 都市住宅課	都市住宅課に所属する職員	市営住宅使用料の収納 市営住宅駐車場使用料の収納 公園占用料の収納 公園使用料の収納 屋外広告物許可手数料の収納 中町通地区土地区画整理換地精算受入金の収納 設計図書交付料の収納 コピー使用料相当額の収納
建設部 上下水道課	上下水道課に所属する職員	上下水道使用料（水道事業分を除く。）の収納 受益者負担金の収納 水道加入負担金（水道事業分を除く。）の収納 設計図書交付料（水道事業分を除く。）の収納 コピー使用料相当額（水道事業分を除く。）

		の収納 開閉栓手数料(水道事業分を除く。)の収納 設計審査手数料(水道事業分を除く。)の収納 給水装置工事しゅん工検査手数料(水道事業分を除く。)の収納 排水管工事検査手数料の収納 水洗便器工事検査手数料の収納 指定工事業者指定手数料の収納 指定工事業者証交付手数料の収納
教育委員会事務局 学校教育課	学校教育課に所属する職員	幼稚園保育料の収納 各施設使用料の収納 育英資金貸付回収金の収納 放課後児童利用料の収納 放課後児童傷害保険料保護者負担金の収納
教育委員会事務局 社会教育課	社会教育課に所属する職員	宮津市史等頒布収入の収納 コピー使用料相当額の収納

訓 令

宮津市訓令甲第1号

庁中一般
各 かい

宮津市重要課題特別チーム設置規程等の一部を改正する規程を次のように定める。
平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市重要課題特別チーム設置規程等の一部を改正する規程

(宮津市重要課題特別チーム設置規程の一部改正)

第1条 宮津市重要課題特別チーム設置規程(平成18年訓令甲第31号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「室長」を「部長」に、「所管室長等」を「所管部長等」に、「調整」を「及び調整」に改め、同条第2項中「関係室局」を「関係部局」に改め、同条第3項中「所管室長等」を「所管部長等」に、「室長等」を「部課長等」に改め、同条第4項中「室等」を「部課等」に改める。

第5条中「職員担当室」を「職員担当課」に改める。

(宮津市例規審査委員会規程の一部改正)

第2条 宮津市例規審査委員会規程(昭和60年訓令甲第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「総務室長」を「総務部長」に、「各室長、教育委員会事務局総括室長及び市長が指定する職員」を「理事、各部長、教育委員会事務局教育次長、総務課長及び市長が指定する職員」に改める。

第4条第3項中「主務室長又は副室長等」を「主務課長」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

(宮津市職員衛生管理規程の一部改正)

第3条 宮津市職員衛生管理規程(昭和56年訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「各室等」を「各部課等」に改める。

第4条第2項中「総務室長」を「総務部長」に改め、同条第3項中「総務室職員係長」を「総務

課長」に改める。

第 5 条中「総務室長」を「総務部長」に改める。

第 8 条第 1 項及び第 2 項中「室等」を「課等」に改める。

第 10 条第 2 項第 2 号中「総務室職員係長」を「総務課長」に改め、同条第 8 項中「職員担当室」を「職員担当課」に改める。

(宮津市役所庁舎防火管理規程の一部改正)

第 4 条 宮津市役所庁舎防火管理規程(昭和 38 年訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 2 号中「施設毎」を「施設ごと」に、「おく」を「置く」に改め、同条第 2 項中「各所属長」を「各課等の長」に改める。

第 5 条中「財務室」を「管財担当課」に、「うけ、これ等」を「受け、これら」に改める。

第 6 条第 4 項中「各室等」を「各課等」に改める。

(宮津市公用自動車等管理規程の一部改正)

第 5 条 宮津市公用自動車等管理規程(昭和 46 年訓令甲第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「室等」を「課等」に改め、同条第 3 号中「財務室」を「財政課」に改める。

第 3 条中「室等」を「課等」に改める。

第 4 条中「財務室長」を「財政課長」に改める。

第 8 条第 1 項中「財務室管財所管副室長(当該副室長の配置がないときは、財務室管財契約係長。以下同じ。)」を「財政課長」に改め、同条第 3 項中「室等」を「課等」に改める。

第 10 条第 2 項及び第 17 条第 3 号中「財務室管財所管副室長」を「財政課長」に改める。

第 19 条第 1 項中「財務室管財所管副室長」を「財政課長」に改め、同条第 2 項中「所属長」を「所属部課等の長(以下「所属部課長」という。)」に改め、同条第 4 項中「所属長」を「所属部課長」に改める。

第 20 条第 1 項中「所属長」を「所属部課長」に改め、同条第 3 項中「所属長」を「所属部課長」に、「関係室長等」を「関係部課長等」に改める。

第 21 条第 1 項中「室等」を「部課等」に改める。

第 22 条中「総務室長」を「総務部長」に改める。

(宮津市文書管理規程の一部改正)

第 6 条 宮津市文書管理規程(平成 13 年訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

本則中「配布」を「配付」に、「総務室」を「総務課」に、「各室」を「各課」に、「総務室長」を「総務課長」に改める。

第 2 条第 1 号中「すべて」を「全て」に改め、同条第 4 号中「室」を「課」に、「室受付印」を「課受付印」に改め、同条第 15 号を削る。

第 5 条の見出し中「室長」を「課長」に改め、同条中「室長」を「課長」に、「当該室」を「当該課」に改める。

第 6 条第 1 項中「室」を「課」に、「室長」を「課長」に改め、同条第 2 項中「室長」を「課長」に改め、同条第 3 項中「室長」を「課長」に改める。

第 7 条第 1 項中「室長」を「課長」に、「室」を「課」に改め、同条第 2 項中「室長」を「課長」に改める。

第 8 条第 2 号中「室」を「課」に改め、同号キ中「室受付印」を「課受付印」に改める。

第 10 条第 1 項中「室」を「課」に、「室受付印」を「課受付印」に改め、同条第 2 項第 5 号中「室」を「課」に改める。

第 12 条第 5 項中「2 室」を「2 部又は 2 課」に、「主務室」を「主務課」に、「当該室」を「当該課」に、「室長」を「課長」に改める。

第 14 条及び第 15 条中「主務室」を「主務課」に改める。

第 17 条第 1 項中「室」を「課」に、「室受付印」を「課受付印」に改め、同条第 2 項中「室長」を「課長」に改め、同条第 3 項中「室」を「課」に改める。

第18条第1項中「室長」を「課長」に、「室」を「課」に改め、同条第2項及び第3項中「室長」を「課長」に改める。

第19条中「すべて」を「全て」に改める。

第20条第1項第7号中「若しくは室長」を「、理事、部長若しくは課長」に改める。

第21条第3項中「室長は」を「課長は」に、「市長の決裁を要するもの、副市長の決裁を要するもの、及び室長の決裁を要するものに」を「市長、副市長、理事、部長、課長等の決裁を要するものにそれぞれ」に改める。

第22条第1項中「室、係等」を「部、課等」に改め、同項第1号中「室内」を「部内」に、「副室長」を「課長」に改め、同項第2号中「室等」を「部等」に改め、同号ア中「室長」を「部長」に、「室等」を「部等」に改め、同号イ中「副室長」を「課長」に、「室等」を「部等」に改め、同条第2項中「合議室等」を「合議部、課等」に、「室長」を「部課長」に改め、同条第3項中「室長」を「部課長」に、「主務室」を「主務課」に改め、同条第4項中「室長等」を「部課長等」に、「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第5項中「室長」を「部課長」に改める。

第24条第1項中「主務室」を「主務課」に改め、同条第2項中「所属長」を「所属部課長」に改める。

第30条及び第31条第2項中「主務室」を「主務課」に改める。

第34条第1項及び第36条中「室」を「課」に改める。

第39条第3項中「所属長」を「所属課長」に改める。

第42条第1項並びに第45条第1項及び第2項中「室長」を「課長」に改める。

第52条第2項中「室長」を「課長」に改め、同条第3項中「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第4項及び第6項中「関係室長」を「関係課長」に改め、同条第8項中「主務室」を「主務課」に、「室長」を「課長」に改める。

第54条中「室受付印」を「課受付印」に改める。

(宮津市広報事務取扱規程の一部改正)

第7条 宮津市広報事務取扱規程(昭和60年訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務室」を「総務課」に、「総務室長」を「総務課長」に改める。

第4条を次のように改める。

(広報担当者)

第4条 広報事務取扱のため各係に広報担当者を置き、係長をもってこれに充てるものとする。

第5条中「すべて所属長」を「全て所属課長(重要なものにあつては、所属部長)」に改める。

第6条中「所属の各室、かいにおいて」を「所管する事務事業について」に改める。

第8条の見出し中「広報みやづ」を「広報誌みやづ」に改め、同条第1項中「広報みやづ」を「広報誌みやづ」に、「広報機関紙」を「広報機関誌」に、「15日(その日が日曜日又は休日であるときは、翌日)」を「20日(その日が宮津市の休日定める条例(平成3年条例第4号)第1条第1項に規定する休日(以下「市の休日」という。)に当たるときは、その日前において、その日に最も近い市の休日でない日)」に改め、同条第2項中「所属の各室、かいに属する事務」を「所管する事務事業」に、「広報みやづ」を「広報誌みやづ」に改める。

第9条中「広報みやづ」を「広報誌みやづ」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 前2条に規定する「広報誌みやづ」のほか、催し案内、募集記事、行政事務のお知らせ等を掲載する「広報誌みやづお知らせ版」を、毎月2回、別に定める自治会への文書配送日に合わせて発行するものとする。

(宮津市電子計算組織の管理に関する規程の一部改正)

第8条 宮津市電子計算組織の管理に関する規程(平成3年訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「所管室」を「所管課」に改める。

第 2 条第 8 号中「室等」を「課等」に改める。

第 5 条中「これに」の次に「充て、委員長は市長をもって」を加える。

第 8 条中「職員担当室」を「職員担当課」に改める。

第 9 条中「副市長」を「総務部長」に改める。

第 10 条中「総務室長」を「総務課長」に改める。

(宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程の一部改正)

第 9 条 宮津市住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する規程(平成14年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「市民室長」を「市民課長」に改める。

第 7 条第 2 項中「総務室長」を「総務課長」に改める。

第 13 条の見出し中「関係室長」を「関係部課長」に改め、同条中「関係室長」を「関係部長又は課長」に改める。

第 14 条中「市民室」を「住民基本台帳担当課」に改める。

(宮津市職員採用選考規程の一部改正)

第 1 0 条 宮津市職員採用選考規程(昭和34年訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び総務室長」を「、総務部長及び総務課長」に改める。

(宮津市職員の職名に関する規程の一部改正)

第 1 1 条 宮津市職員の職名に関する規程(昭和33年訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「属する職員」の次に「及び宮津市職員の再任用に関する条例(平成14年条例第 8 号)

第 1 条の規定により採用する市長の事務部局に属する職員」を加える。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 職員の職名は、次のとおりとする。

理事、部長、次長、課長、参事、課長補佐、係長、主任専門員、主任、主査、主事、館長、場長、技師、主任保健師、保健師、看護師、栄養士、保育所長、主任保育士、保育士、調理員

(宮津市職員服務規程の一部改正)

第 1 2 条 宮津市職員服務規程(平成 5 年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「所属長」を「所属課長(課長以上の職にある者にあつては、所属部長)」に改める。

第 10 条第 1 項中「所属長」を「上司」に改める。

第 12 条第 2 項中「室長及びこれに」を「理事、部長及びこれらに」に改め、同条第 3 項中「副室長、係長及び主任専門員にあつては所属長」を「次長、課長及び参事にあつては所属部長に、課長補佐、係長及び主任専門員にあつては所属課長」に、「所属長の」を「所属課長の」に改める。

第 13 条第 1 項中「所属長」を「所属部課長」に改め、同条第 2 項中「所属長」を「所属部課長」に、「総務室長」を「総務部長」に改める。

(宮津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正)

第 1 3 条 宮津市職員の時差勤務に関する規程(平成19年訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

第 3 条ただし書中「宮津市事務分掌規則(平成18年規則第15号)第 3 条に規定する室長(同条に規定する副室長の配置があるときは所管副室長とする。以下同じ。)」を「所属長(各課等の長をいう。以下同じ。)」に改める。

第 4 条中「室長」を「所属長」に改める。

第 5 条中「室長」を「所属長」に、「総務室長」を「総務課長」に改める。

(宮津市職員記章はい用規程の一部改正)

第 1 4 条 宮津市職員記章はい用規程(昭和33年訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「総務室長」を「総務課長」に改める。

(宮津市役所当直規程の一部改正)

第 1 5 条 宮津市役所当直規程(昭和42年訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「総務室長」を「総務課長」に改め、同条第 2 項中「(別記様式)」を削り、「総務室長」を「総務課長」に改める。

第 6 条第 1 項中「総務室」を「総務課」に改める。

第 7 条第 2 号中「総務室」を「総務課」に改め、同条第 3 号中「主務室」を「主務課」に改め、同条第 5 号中「主務室長」を「主務課長」に改め、同条第 6 号中「主務室」を「主務課」に改める。

第 9 条第 1 項中「及び総務室長」を「、総務部長及び総務課長」に改める。
別記様式を削る。

(宮津市職員研修規程の一部改正)

第 1 6 条 宮津市職員研修規程(平成 5 年訓令甲第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「研修担当室長」を「総務課長」に、「所属長」を「各部等の長」に改め、同条第 2 項中「研修担当室長」を「総務課長」に改める。

第 6 条第 3 項中「総務室長」を「総務課長」に改める。

第 7 条中「研修担当室」を「総務課」に改める。

第 8 条及び第 9 条中「研修担当室長」を「総務課長」に改める。

(建設工事入札参加資格審査委員会規程の一部改正)

第 1 7 条 建設工事入札参加資格審査委員会規程(平成 14 年訓令甲第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「建設室長」を「総務部長」に改める。

第 6 条中「入札参加者資格審査担当室」を「入札参加者資格審査担当課」に改める。

(宮津市指名業者選考委員会規程の一部改正)

第 1 8 条 宮津市指名業者選考委員会規程(平成 14 年訓令甲第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「700 万円以上の」を「1,000 万円を超える」に改める。

第 3 条第 2 項中「建設室長」を「総務部長」に改める。

第 7 条中「入札参加者資格審査担当室」を「入札参加者資格審査担当課」に改める。

(宮津市役所消防団協力隊設置規程の一部改正)

第 1 9 条 宮津市役所消防団協力隊設置規程(平成 24 年訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「消防防災担当室」を「消防防災担当課」に改める。

(宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部改正)

第 2 0 条 宮津市防災行政無線局管理運用規程(平成 13 年訓令甲第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「防災担当室」を「防災担当課」に改める。

第 4 条第 2 項中「防災担当室長」を「総務部長」に改め、同条第 3 項中「防災所管副室長」を「防災担当課長」に改める。

別図中「市役所防災担当室」を「市役所防災担当課」に改める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 2 号

庁中一般
各 かい

宮津市理事者会議設置要綱等の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 3 月 31 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市理事者会議設置要綱等の一部を改正する要綱

(宮津市理事者会議設置要綱の一部改正)

第 1 条 宮津市理事者会議設置要綱(平成 3 年訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「各室長、出納管理室長」を「各部長、会計管理者」に、「総括室長」を「教育次長」に改める。

第 3 条第 2 号中「各室」を「各部課」に改める。

第 5 条中「総務室」を「総務課」に改める。

(私有車の公務使用基準に関する取扱要綱の一部改正)

第 2 条 私有車の公務使用基準に関する取扱要綱(昭和56年訓令甲第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「財務室長」を「総務部長」に改める。

第 3 条第 1 項中「所属長(副室長の配置があるときは所管副室長)を「所属課長(課長以上の職にある者に関する場合は所属部長)」に改める。

第 4 条第 4 号、第 5 条及び第 8 条中「所属長」を「所属課長」に改める。

(宮津市職員の再任用の手續等に関する要綱の一部改正)

第 3 条 宮津市職員の再任用の手續等に関する要綱(平成26年訓令甲第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「所属長」を「部等の長」に、「総務室長」を「総務部長」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「総務室長」を「総務部長」に改める。

第 7 条中「所属長」を「部等の長」に、「総務室長」を「総務部長」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 3 号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程(昭和60年訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「室長等」を「部長等」に、「平成18年規則第15号」を「平成28年規則第 2 号」に、「室長、出納管理室長」を「部長、会計管理者」に改め、同条第 5 号中「副室長等」を「課長等」に、「副室長、議会事務同次長」を「課長、議会事務局議事調査課長」に改める。

第 6 条の見出し中「室長等」を「部長等」に改め、同条中「室長等」を「部長等」に改め、同条ただし書を削る。

第 7 条の見出し中「副室長等」を「課長等」に改め、同条中「副室長等」を「課長等」に改め、同条ただし書を削る。

第 9 条中「室長等」を「部長等」に改める。

第10条中「室長等が」を「部長等が」に、「副室長等(副室長等の配置がないときは、当該事項を所管する係長)」を「課長等」に改める。

第11条中「副室長等」を「課長等」に改める。

別表第 1 市長決裁事項の表第13項中「総務室長」を「総務部長」に改め、同表第14項中「総務室長」を「総務部長」に、「室長等」を「部長等」に改め、同表第23項第 2 号中「700万円」を「1,000万円」に改める。

別表第 2 理事専決事項の表第 1 項中「特定の重要事項(特に重要なものを除く。)」を「企画部の分掌事務のうち、特定の重要事項」に改め、同表第 2 項から第 4 項までを削り、同表第 5 項中「所管する室に係る特定の」を「前項の規定による」に改め、同項第 2 号中「500万円」を「700万円」に改め、同項を同表第 2 項とする。

別表第 3 室長等共通専決事項の表中「室長等」を「部長等」に改め、同表第 2 項中「室」を「部」に改め、同表第 4 項中「所属副室長」を「所属課長（相当職にある者を含む。）」に改め、同表第 6 項第 3 号中「200万円」を「300万円」に改める。

別表第 3 総務室長専決事項の表中「総務室長」を「総務部長」に改め、同表第 7 項中「室長等（総務室長）」を「部長等（相当職にある者を含み、総務部長）」に改め、同表第 8 項中「室長等」を「部長及び部長相当職にある者」に改め、同項の次に次の 1 項を加える。

9 財務に係るもののうち次に掲げる事項に関すること。

- (1) 1 件700万円以下の収入の調定
- (2) 1 件500万円以下の支出負担行為
- (3) 1 件50万円以下の予備費充当

別表第 3 健康福祉室長専決事項の表中「健康福祉室長」を「健康福祉部長」に改める。

別表第 3 建設室長専決事項の表中「建設室長」を「建設部長」に改める。

別表第 4 副室長等共通専決事項の表中「副室長等」を「課長等」に改め、「（所管事務に係る事項に限る。）」を削り、同表第 2 項から第 4 項までの規定中「所管職員」を「所属職員」に改め、同表第 5 項中「軽易」の次に「又は定例的」を加え、同表第 14 項第 1 号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第 7 号から第 9 号までを次のように改める。

- (7) 需用費のうち、消耗品費（単価契約に基づくもの、単価10万円未満のもの及び施設の管理上必要とするものに限る。）燃料費、光熱水費、賄材料費及び医薬材料費に係る支出負担行為
- (8) 役務費のうち、通信運搬費（電話料及び郵便料に限る。）に係る支出負担行為
- (9) 原材料費（工事用のものに限る。）に係る支出負担行為

別表第 4 副室長等共通専決事項の表第 14 項中第 12 号を第 14 号とし、第 11 号を第 13 号とし、同項第 10 号中「前 3 号」を「前 5 号」に、「50万円」を「100万円」に改め、同号を同項第 12 号とし、同号の前に次の 2 号を加える。

- (10) 契約に基づく部分払及び前金払の支出負担行為
- (11) 定例又は既定基準に基づく支出金に係る支出負担行為

別表第 4 総務室副室長専決事項の表を次のように改める。

総務課長専決事項

- 1 庁内の取締りに関すること。
- 2 応接室及び会議室の使用許可に関すること。
- 3 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。
- 4 職員の身分証明書に関すること。
- 5 宿日直の実施及び日誌の検閲に関すること。
- 6 市町村職員共済組合の給付証明に関すること。
- 7 職員の軽易な研修に関すること。
- 8 文書の管理に関すること。
- 9 市公報の編集発行に関すること。
- 10 各種統計調査に関すること。
- 11 財務に係るもののうち報酬、給料、職員手当、共済費、賃金並びに恩給及び退職年金に係る支出負担行為及び支出命令
- 12 前項に係る個人住民税及び源泉徴収した所得税の支出負担行為及び支出命令

別表第 4 財務室副室長専決事項の表中「財務室副室長」を「財政課長」に改め、「（所管事務に係る事項に限る。）」を削り、同表の次に次の 3 表を加える。

消防防災課長専決事項

- 1 消防団（団長の任免に関するものを除く。）に関すること。
- 2 消防機械器具の選定、検収及び配置に関すること。
- 3 消防団員の公務災害補償及び消防協力者等の災害給付請求に関すること。

企画政策課長専決事項

- 1 宮津市ターミナルセンターの使用許可に関する事。
- 2 杉未会館及び杉未児童館の使用許可に関する事。

観光交流課長専決事項

- 1 市営駐車場の使用許可に関する事。

別表第4市民室副室長専決事項の表中「市民室副室長」を「市民課長」に改め、「(所管事務に係る事項に限る。)」を削り、同表の次に次の10表を加える。

税務課長専決事項

- 1 課税物件の標識の交付及び廃止に関する事。
- 2 納税管理人の承認に関する事。
- 3 徴収金の徴収囑託及び受託に関する事。
- 4 歳入歳出外現金における府民税の払出及び市民税への振替

地域福祉介護課長専決事項

- 1 介護保険被保険者資格の得喪に関する事。
- 2 介護保険被保険者証及び介護保険資格者証の交付に関する事。
- 3 要介護認定に関する事。
- 4 在宅高齢者支援事業の利用者の決定に関する事。
- 5 福祉バスの使用許可に関する事。

社会福祉課長専決事項

- 1 行旅病人及び行旅死亡人の処置に関する事。

健康増進課長専決事項

- 1 予防接種の実施に関する事。
- 2 各種検診等保健事業の実施に関する事。
- 3 母子健康手帳の交付に関する事。
- 4 保健センターの使用許可に関する事。

産業振興課長専決事項

- 1 公設市場及び食品卸売センターの使用許可に関する事。

農林水産課長専決事項

- 1 農林水産統計に関する事。
- 2 農産物病虫害防除及び家畜衛生の指導に関する事。
- 3 鳥獣の捕獲の許可及び飼養の登録に関する事。

農山漁村振興課長専決事項

- 1 工事用資材及び機械器具の選定及び検収に関する事。
- 2 農業用機械器具の使用許可に関する事。
- 3 市の管理する漁港施設の一時占用及び放置物件の除去命令に関する事。
- 4 漁港の区域内における危険物等の荷役許可に関する事。
- 5 漂流及び沈没物件の処置に関する事。

土木管理課長専決事項

- 1 市道の一時占用及び一時掘削に関する事。
- 2 工事による市道の通行禁止及び制限に関する事。
- 3 工事用資材及び機械器具の選定及び検収に関する事。
- 4 工事用機械器具の使用許可に関する事。
- 5 法定外公共物に係る境界確定及び占用等に関する事。
- 6 地価調査に関する事。

都市住宅課長専決事項

- 1 都市公園の一時占用許可及び有料公園施設の使用許可に関する事。

- 2 屋外広告物の許可に関すること。
- 3 建築確認申請に関すること。
- 4 市営住宅入居者選考の調査に関すること。
- 5 市営住宅に係る軽易な許可、承認及びその取消しに関すること。
- 6 住宅入居に係る敷金に関すること。

上下水道課長専決事項

- 1 浄化槽の設置等に関すること。

別表第4健康福祉室副室長専決事項の表、観光まちづくり推進室副室長専決事項の表、産業振興室副室長専決事項の表及び建設室副室長専決事項の表を削る。

別表第4出納管理室副室長専決事項の表中「出納管理室副室長」を「会計課長」に改め、同表第3項中「出納管理室」を「会計課」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令第4号

庁中一般
各 かい

宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市嘱託職員取扱要領及び臨時職員取扱要領の一部を改正する要領

(宮津市嘱託職員取扱要領の一部改正)

第1条 宮津市嘱託職員取扱要領(昭和60年訓令第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「室の室長」を「部等の長」に改める。

第5条第1項中「総務室長」を「総務部長」に改め、「第6条第2項」の次に「、第26条」を加える。

第6条第2項、第26条(見出しを含む。)及び第27条中「総務室長」を「総務部長」に改める。

(臨時職員取扱要領の一部改正)

第2条 臨時職員取扱要領(昭和58年訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「室の室長」を「部等の長」に、「総務室長」を「総務部長」に改め、同条第2項中「総務室長」を「総務部長」に改める。

第9条、第13条第2項及び第18条中「総務室長」を「総務部長」に改める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令第5号

庁中一般
各 かい

辞令文例を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市長 井上正嗣

辞令文例を廃止する訓令

辞令文例(昭和33年訓令第7号)は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第 6 号

庁中一般
各 かい

宮津市人権教育・啓発推進本部設置規程を次のように定める。

平成28年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市人権教育・啓発推進本部設置規程

(設置)

第 1 条 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第 5 条の規定に基づく宮津市人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を総合的に推進するため、宮津市人権教育・啓発推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 推進計画に基づく施策の推進及び進行管理に関すること。
- (2) 人権教育及び人権啓発の推進のための連絡及び調整に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長を、本部員は理事、各部長、会計管理者、議会事務長、教育委員会事務局教育次長及び市長が指定する職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長のうち教育長がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長が必要と認めるときは、副本部長及び本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、人権啓発担当課において処理する。

(その他)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、本部について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

公 告

宮津市公告第10号

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業の事業計画を変更（第 5 回）したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第 9 項の規定により下記の事項を広告します。

平成28年 3月 2日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1 土地区画整理事業の名称

宮津都市計画事業中町通地区土地区画整理事業

- 2 施行者の名称
宮津市
- 3 事業計画の決定年月日
平成7年12月18日
- 4 事業計画変更の決定年月日
平成28年3月2日
- 5 変更内容
事業施行期間の変更

変更前	自	平成7年12月18日
	至	平成28年3月31日
変更後	自	平成7年12月18日
	至	平成33年3月31日

* * *

宮津市公告第11号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成28年3月17日から2週間、宮津市建設室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成28年3月17日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成28年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字江尻、喜多及び宮村の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字江尻、喜多及び宮村の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式
- 5 略図
別紙のとおり（省略）

* * *

宮津市公告第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により、宮津都市計画下水道の変更認可に係る図書の写しを、宮津市建設室下水道整備係（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成28年3月18日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市公告第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項による、宮津都市計画下水道の認可の告示（平成28年宮津市告示第12号）があったので、同法第66条の規定により事業の施行について、次のとおり公告します。

平成28年3月18日

宮津市長 井上正嗣

- 1 施行者の名称
宮津市

2 都市計画事業の種類及び名称

宮津都市計画下水道事業

京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道

3 事業所の所在地

宮津市建設室下水道整備係

4 事業施行期間

昭和60年2月26日から平成34年3月31日まで

5 事業地

収用の部分

なし

使用の部分

昭和60年京都府告示第104号、平成2年京都府告示第292号、平成4年京都府告示第768号、平成6年京都府告示第665号、平成9年京都府告示第554号、平成16年京都府告示第118号、平成18年京都府告示第28号及び平成21年京都府告示第175号の事業地のうち京都府宮津市字江尻小字見谷、小字下坪、小字神主分、小字下菜切、小字窪、小字大道、小字五反田、小字前田、小字マトバ、小字枯木谷、小字小川及び小字阿弥陀堂、字宮村小字下、小字男山、小字中、小字砂田、小字下岡、小字寺ノ下、小字岡ノ谷、小字家ノ前、小字丸山、小字屋敷下、小字椿原及び小字岡嶋、字喜多小字堅田、小字鳥ヶ尾、小字善光及び小字繩手、字国分小字長田、小字ボコ谷口、小字ボコ、小字穴田、小字畔田及び小字松原、字中野小字クゴンドン、小字廻り垣、小字梶原及び小字寺大門、字難波野小字阿弥陀堂、字大垣小字下河原、小字下川原及び小字大川、字小松小字稲木の後、小字川ギシ及び小字タギ所、字溝尻小字西ノボリ、字獅子小字ドウガキ、字須津小字九反町、字滝馬小字船山下及び小字船山、字今福小字荒木野、字漁師、字波路小字高畑並びに字獅子崎小字峠濱を変更し、同事業地に字中野小字大袖濱、小字沖深田、小字深田、小字トヨ口、小字土石、小字横田、小字丁田、小字眞名井、小字眞名井角ヶ場下、小字赤井坊、小字ヨナイジ、小字ボコ及び小字見明谷、字江尻小字深田浜、小字深田、小字砂田、小字山東、小字堀分、小字トビカス、小字濱田、小字丁田、小字谷口、小字北垣、小字瀧ヶ鼻及び小字錦ノ川、字難波野小字西深田、小字沖田、小字横田、小字林ノ下、小字壱町田、小字札場、小字家ノ下、小字茶園場、小字稲木場、小字堂ノ下、小字宮ノ下、小字川向、小字藪地、小字三角畑、小字中地、小字那光寺、小字大道及び小字河原、字大垣小字丁田及び小字北垣、字国分小字向土石及び小字墓ノ段下、字小松小字川原、字溝尻小字イモネ、字獅子小字デンガク谷並びに字今福小字米山、小字上地、小字城ノ裏、小字日尻、小字家ノ上、小字向側、小字一ノ瀬及び小字込山を追加する。

* * *

宮津市公告第14号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年3月28日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

* * *

宮津市公告第15号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成28年3月30日

宮津市長 井上正嗣

(以下掲示済)

水道企業

〈告示〉

宮津市水道告示第2号

宮津市指定給水装置工事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成28年3月8日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S16130号

- (1) 名称 ムラカミサービス
- (2) 所在地 綾部市栗町野佃10番地
- (3) 代表者 村上弘

〈規程〉

宮津市水道事業管理規程第1号

宮津市水道事業処務規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

宮津市水道事業処務規程等の一部を改正する規程

（宮津市水道事業処務規程の一部改正）

第1条 宮津市水道事業処務規程（昭和43年水管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条「建設室（以下「室」を「建設部（以下「部」に改める。

第2条第1項中「室に室長」を「部に部長、課に課長」に改め、同条第2項中「室に副室長」を「部に次長、課に参事又は課長補佐」に改める。

第3条第1項中「室長」を「部長」に、「上司」を「管理者」に改め、同条第5項中「主任及び主査」を「主任専門員、主任、主査その他の職員」に、「上司」を「所属係長」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を削り、同条第3項中「上司」を「所属課長」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の2項を加える。

4 参事は、所属部長の命を受け、その分掌事務のうち、特に命じられた事務を掌理する。

5 課長補佐は、所属課長を補佐し、所属課長の命を受け、その分掌事務を掌理する。

第3条第2項中「副室長」を「課長」に、「上司」を「所属部長」に、「所管職員」を「所属職員」に改め、「とともに、困難な事務を処理する」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 次長は、所属部長を補佐し、所属部長の命を受け、特定の事務を掌理する。

第4条を次のように改める。

（組織及び分掌事務）

第4条 建設部に上下水道課並びに管理係及び水道整備係を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

上下水道課

管理係

- (1) 水道関係工事の請負契約に関すること。
- (2) 指定給水装置の工事業者に関すること。
- (3) 水道事業の経営に関すること。
- (4) 職員の任免及び服務に関すること。

- (5) 条例、規則その他の例規の制定及び改廃に関する事。
- (6) 財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (7) 予算、決算、資金計画及び経理に関する事。
- (8) 水道メーターの検針に関する事。
- (9) 水道使用料金等に関する事。
- (10) 業務状況の報告に関する事。
- (11) 公印の保管に関する事。
- (12) 水道事業に係る庶務に関する事。
- (13) 専用水道に関する事。
- (14) 簡易専用水道に関する事。

水道整備係

- (1) 水道整備計画に関する事。
- (2) 水道施設の維持管理に関する事。
- (3) 工所用資材の選定及び検査に関する事。
- (4) 給水の制限及び調整並びに応急給水に関する事。
- (5) 指定給水装置工事事業者及び給水装置工事主任技術者の指導に関する事。
- (6) 水道施設の拡張、改良及び給水装置等の設計並びに施工監督に関する事。
- (7) 給水装置の設計審査、しゅん工検査及び修繕の指導に関する事。
- (8) 水質の管理及び検査に関する事。
- (9) 水源の汚染防止及び保全に関する事。
- (10) 浄水場管理人の指揮監督に関する事。

第5条を削る。

(宮津市水道事業事務代決及び専決規程の一部改正)

第2条 宮津市水道事業事務代決及び専決規程(平成4年水管規程第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「所管」を「所属」に改め、同条第3号中「専決者」を「専決を行う者」に改め、同条第4号中「室長」を「部長」に、「副室長」を「課長」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「室長」を「部長」に改め、同条ただし書を削る。

第4条(見出しを含む。)中「副室長」を「課長」に改め、同条ただし書を削る。

第5条第1項中「室長」を「部長」に改め、同条第2項中「室長」を「部長」に、「副室長(副室長の配置がないときは、当該事務を所管する係長)」を「課長」に改め、同条第3項中「副室長」を「課長」に改める。

別表第1室長専決事項の表中「室長専決事項」を「部長専決事項」に改め、同表第2項中「室」を「部」に改め、同表第4項中「所属副室長」を「所属課長(相当職にある者を含む。)」に改め、同表第10項を次のように改める。

10 財務に係るもののうち次に掲げる事項に関する事(水道事業に限る。)

- (1) 1件700万円以下の収入の調定に関する事。
- (2) 1件500万円以下の支出負担行為の決定に関する事。
- (3) 歳出予算の流用に関する事。
- (4) 1件50万円以下の予備費充用に関する事。
- (5) 予定価格1件30万円以下の不用物品の売却処分に関する事。

別表第1室長専決事項の表中第11項から第14項までを削る。

別表第2副室長専決事項(所管事務に係る事項に限る。)の表中「副室長専決事項(所管事務に係る事項に限る。)」を「課長専決事項」に改め、同表第3項、第4項及び第5項中「所管職員」を「所属職員」に改め、同表第13項を削り、同表第14項中「100万円」を「200万円」に改め、同項を

同表第13項とし、同表中第15項を第14項とし、第16項を第15項とし、第17項を第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 契約に基づく部分払及び前金払の支出負担行為に関すること。

別表第2副室長専決事項（所管事務に係る事項に限る。）の表第18項中「50万円」を「100万円」に改める。

（宮津市水道事業公印規程の一部改正）

第3条 宮津市水道事業公印規程（昭和60年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

第4条中「建設室長」を「上下水道課長」に、「すべて」を「全て」に改める。

第5条第3項中「すべて」を「全て」に、「建設室長」を「上下水道課長」に改める。

第6条第2項中「建設室長」を「上下水道課長」に改める。

第7条第3項及び第4項中「建設室長」を「上下水道課長」に改める。

別表中「建設室」を「上下水道課」に、「建設管理係長」を「管理係長」に改める。

（宮津市水道企業職員の職名に関する規程の一部改正）

第4条 宮津市水道企業職員の職名に関する規程（昭和43年水管規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「室長、副室長」を「部長、次長、課長、参事、課長補佐」に改める。

（宮津市水道企業職員の身分を示す証票に関する規程の一部改正）

第5条 宮津市水道企業職員の身分を示す証票に関する規程（昭和43年水管規程第5号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中「室長」を「課長」に改める。

（宮津市水道事業囑託職員取扱規程の一部改正）

第6条 宮津市水道事業囑託職員取扱規程（昭和60年水管規程第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務室長」を「総務課長」に改める。

（宮津市水道事業臨時職員取扱規程の一部改正）

第7条 宮津市水道事業臨時職員取扱規程（昭和60年水管規程第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務室長」を「総務課長」に改める。

（宮津市水道事業会計規程の一部改正）

第8条 宮津市水道事業会計規程（昭和51年水管規程第2号）の一部を次のように改正する。

本則中「建設室建設管理所管副室長」を「上下水道課長」に改める。

（宮津市水道使用料収納事務委託規程の一部改正）

第9条 宮津市水道使用料収納事務委託規程（昭和62年水管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第3項中「建設室長」を「上下水道課長」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理規程第2号

市長に対する事務委任規程を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井 上 正 嗣

市長に対する事務委任規程

（趣旨）

第1条 事務の合理化を図るため、宮津市水道事業の建設工事等の執行に関する事務の一部を市長部局の市長に委任することについて、必要な事項を定めるものとする。

（委任する事務）

第 2 条 前条の規定により委任する事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 入札の執行に関する事務
- (2) 入札参加資格に関する事務
- (3) 業者の指名停止等の措置に関する事務

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

議 会

《規 程》

宮津市議会規程第 1 号

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月31日

宮津市議会議長 松 浦 登美義

宮津市議会事務局規程の一部を改正する規程

宮津市議会事務局規程（昭和41年議会規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「事務局次長」を「課長」に改め、同条第 2 項中「事務局次長」の次に「、課長」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、必要がある場合には、事務局次長を置くことができる。

第 4 条第 2 項中「上司」を「事務局長」に改め、同条第 4 項中「上司」を「所属係長」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「上司」を「所属課長」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 課長は、事務局長の命を受け、その分掌事務を統括し、所属職員を指揮監督する。

第 6 条の見出し中「係」を「課及び係」に改め、同条中「事務局に」の次に「議事調査課及び」を加える。

第 7 条中「係」を「課及び係」に改める。

第10条中「室長等」を「部長等」に改める。

第10条の 2 の見出し中「事務局次長」を「課長」に改め、同条中「事務局次長」を「課長」に、「副室長等」を「課長等」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会

《規 則》

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月31日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第 1 号

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和63年教委規則第 1 号）の一部を次のよう

に改正する。

「第7章 職員評価」を「第7章 人事評価」に改める。

第19条の見出しを「(人事評価)」に改め、同条第1項中「学年初めに」及び「学年末に」を削り、同条第2項中「を学年末に評価」を「の人事評価を」に改め、同条第3項中「前2項」を「第1項」に、「評価結果」を「前項の人事評価の結果」に改め、同条第4項中「職員の評価」を「人事評価」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

宮津市教育委員会規則第2号

宮津市教育委員会基本規則等の一部を改正する規則

(宮津市教育委員会基本規則の一部改正)

第1条 宮津市教育委員会基本規則(昭和31年教委規則第4号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第7号中「社会教育委員」を「いじめ防止対策推進委員、学校評議員、幼稚園評議員、社会教育委員」に改める。

第19条第1項中「総括室」を「次の課」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 学校教育課

(2) 社会教育課

第19条第2項及び第3項中「総括室」を「課」に改める。

第24条第1項中「の総括室に室長を、係に係長」を「に教育次長」に改め、同条第3項中「室に副室長」を「課に参事又は課長補佐」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 課に課長、係に係長を置く。

(宮津市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 宮津市教育委員会公印規則(平成12年教委規則第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「総括室長」を「学校教育課長」に、「すべて」を「全て」に改める。

第4条第1項中「総括室長」を「学校教育課長」に、「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「すべて、総括室長」を「全て、学校教育課長」に改める。

第6条第1項中「総括室長」を「学校教育課長」に、「うえ」を「上」に改め、同条第3項中「総括室長」を「学校教育課長」に改め、同条第4項中「室」を「課」に改める。

別表中「総括室」を「学校教育課」に改める。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第5条の規定による改正前の宮津市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則(平成27年教委規則第2号)附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規則第5条の規定による改正前の宮津市教育委員会公印規則(平成12年教委規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「総括室」を「学校教育課」に改める。

(宮津市スクールバス運行規則の一部改正)

第4条 宮津市スクールバス運行規則(平成25年教委規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「総括室長」を「教育次長」に改める。

(宮津市文化財保護条例施行規則の一部改正)

第 5 条 宮津市文化財保護条例施行規則(昭和59年教委規則第 1 号)の一部を次のように改正する。
第20条中「総括室文化財保護担当係」を「文化財保護担当課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第 4 号

平成28年第 4 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成28年 3 月 2 日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成28年 3 月 9 日(水)午後 4 時
- 2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第 5 号

平成28年第 5 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成28年 3 月 18 日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成28年 3 月 24 日(木)午前 9 時
- 2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第 6 号

宮津市通学路安全推進協議会設置要綱及び宮津市スクールガード・リーダー設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年 3 月 31 日

宮津市教育委員会
委員長 生 駒 正 子

宮津市通学路安全推進協議会設置要綱及び宮津市スクールガード・リーダー設置要綱の一部を改正する要綱

(宮津市通学路安全推進協議会設置要綱の一部改正)

第 1 条 宮津市通学路安全推進協議会設置要綱(平成26年教委告示第13号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「総括室学校教育担当係」を「学校教育担当課」に改める。

(宮津市スクールガード・リーダー設置要綱の一部改正)

第 2 条 宮津市スクールガード・リーダー設置要綱(平成24年教委告示第14号)の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項中「総括室学校教育係」を「学校教育担当課」に改める。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

《 訓 令 》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第 1 号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市教育委員会
教育長 藤本 長壽

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部改正)

第1条 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程(昭和60年教育長訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総括室」を「課」に改める。

第2条第1項及び第2項中「総括室長」を「教育次長」に改め、同条第3項中「副室長(教員人事所管副室長を除く。)」を「課長」に、「上司」を「教育次長」に、「所管職員」を「所属職員」に改め、「とともに、困難な事務を処理する」を削り、同条第4項中「教員人事所管副室長」を「参事」に、「上司」を「教育次長」に改め、同条第6項を削り、同条第5項中「上司」を「所属課長」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 課長補佐は、所属課長を補佐し、所属課長の命を受け、その分掌事務を掌理する。

第2条第7項中「主任及び主査」を「主任専門員、主任、主査その他の職員」に、「上司」を「所属係長」に改める。

第3条を次のように改める。

(分掌事務)

第3条 課及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

学校教育課

学校教育係

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 総合教育会議に関する事。
- (3) 教育行政に関する相談に関する事。
- (4) 例規の制定及び改廃の総括に関する事。
- (5) ほう章及び表彰に関する事。
- (6) 府費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関する事。
- (7) 市費負担職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (8) 市費負担職員の出張に関する事。
- (9) 予算及び決算並びに経理に関する事。
- (10) 学校教育指導に関する事。
- (11) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (12) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (13) 府費負担教職員並びに児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- (14) 学校給食に関する事。
- (15) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (16) 特別支援教育に関する事。
- (17) 小中一貫教育に関する事。
- (18) 放課後における児童の健全な育成に関する事。
- (19) 幼稚園の就園及び使用料に関する事。
- (20) その他学校教育に関する事。
- (21) 公印の保管に関する事。
- (22) 文書の収受、発送、編さん及び保管に関する事。

(23) 調査、広報及び統計に関すること。

(24) 事務局及び課の庶務に関すること。

施設係

(1) 教育財産の総括に関すること。

(2) 教育施設の建築に関すること。

(3) 学校教育施設の管理に関すること。

(4) 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

(5) 学校施設の使用料に関すること。

社会教育課

社会教育係

(1) 社会教育計画の策定に関すること。

(2) 社会教育施設の管理運営及び使用料に関すること。

(3) 生涯学習に関すること。

(4) 人権教育に関すること。

(5) 成人教育に関すること。

(6) 青少年の健全育成に関すること。

(7) 社会教育委員に関すること。

(8) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関すること。

(9) スポーツ及びレクリエーションの普及及び振興に関すること。

(10) 社会体育施設の管理運営に関すること。

(11) スポーツ推進委員に関すること。

(12) 教育バスの使用に関すること。

(13) 課の庶務に関すること。

文化振興係

(1) 文化振興に関すること。

(2) 市史に関すること。

(3) 文化財保護に関すること。

(4) 重要文化財旧三上家住宅の管理運営に関すること。

(5) みやづ歴史の館の管理運営に関すること。

(宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規程による改正前の宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部改正)

第 2 条 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程（平成 27 年教育長訓令甲第 2 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規程による改正前の宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和 60 年教育長訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項及び第 2 項中「総括室長」を「教育次長」に改め、同条第 3 項中「副室長（教員人事所管副室長を除く。）」を「課長」に、「上司」を「教育次長」に、「所管職員」を「所属職員」に、「困難」を「困難」に改め、同条第 4 項中「教員人事所管副室長」を「参事」に、「上司」を「教育次長」に改め、同条第 6 項を削り、同条第 5 項中「上司」を「所属課長」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項の次に次の 1 項を加える。

5 課長補佐は、課長を補佐し、所属課長の命を受け、その分掌事務を掌理する。

第 2 条第 7 項中「主任及び主査」を「主任専門員、主任、主査その他の職員」に、「上司」を「所属係長」に改める。

(宮津市教育委員会事務局決裁規程の一部改正)

第 3 条 宮津市教育委員会事務局決裁規程（平成 3 年教育長訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「総括室長及び副室長」を「教育次長及び課長」に改める。

第4条の見出し中「総括室長」を「教育次長」に改め、同条中「総括室長」を「教育次長」に改め、同条ただし書を削る。

第5条の見出し中「副室長」を「課長」に改め、同条中「副室長」を「課長」に改め、同条ただし書を削る。

第6条中「総括室長」を「教育次長」に改める。

第7条中「総括室長」を「教育次長」に、「副室長（副室長の配置がないときは、当該事務を所管する係長）」を「課長」に改める。

第8条中「副室長」を「課長」に改め、「主管する」の次に「課長補佐又は」を加える。

別表第1 総括室長専決事項の表中「総括室長」を「教育次長」に改め、同表第5項中「所属副室長」を「所属課長（相当職にある者を含む。）」に改め、同表第9項第3号中「200万円」を「300万円」に改める。

別表第2 副室長共通専決事項の表中「副室長」を「課長」に改め、同表第3項、第4項及び第5項中「所管職員」を「所属職員」に改め、同表第15項第1号中「100万円」を「200万円」に改め、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号中「前3号」を「前4号」に、「50万円」を「100万円」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 契約に基づく部分払及び前金払の支出負担行為

別表第2 総括室副室長専決事項（所管事務に係る事項に限る。）の表を次のように改める。

学校教育課長専決事項

- 1 学校施設の夜間照明灯の使用許可に関すること。
- 2 財務に係るもののうち過誤納金の戻出命令及び過誤払金の戻入命令

社会教育課長専決事項

- 1 宮津市教育バスの使用許可に関すること。
- 2 社会教育施設及び学習の家の使用許可に関すること。
- 3 財務に係るもののうち1件50万円以下の過誤納金の戻出命令及び過誤払金の戻入命令

（教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を総括室長に専決させる事務を定める規程の一部改正）

第4条 教育長職務代理者の権限に属する事務の一部を総括室長に専決させる事務を定める規程（平成27年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

題名中「総括室長」を「教育次長」に改める。

本則中「副室長」を「課長」に、「総括室長」を「教育次長」に改める。

（宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部改正）

第5条 宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程（平成19年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「室長、副室長」を「教育次長、課長、参事、課長補佐」に改める。

（宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規程による改正前の宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部改正）

第6条 宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程の一部を改正する規程（平成27年教育長訓令甲第4号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同規程による改正前の宮津市教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する教育機関職員の職名に関する規程（平成19年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「室長、副室長」を「教育次長、課長、参事、課長補佐」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第2号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

3 2 5 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

5 , 4 1 2 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成28年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

2 , 7 0 6 人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 平成8年選管告示第6号

(2) 平成26年選管告示第15号

平成28年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

《規 程》

宮津市選挙管理委員会規程第1号

宮津市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

宮津市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程
宮津市選挙管理委員会規程（昭和60年選管規程第1号）の一部を次のように改正する。
第13条及び第14条第2項中「次長」を「局長補佐」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

公平委員会

《規 則》

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市公平委員会
委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第1号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年公平委規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第1条中「又は異議申立て（以下「不服申立て」という。）」を削る。

第2条第1項中「又は異議申立人（以下「不服申立人」という。）」を削り、同条第2項中「、異議申立てをする者を異議申立人と」を削る。

第5条ただし書中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

「第2節 不服申立て」を「第2節 審査請求」に改める。

第6条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第2項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3項中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第4項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第7条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条の見出し中「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第1項中「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第9条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立書」を「審査請求書」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第11条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第12条第1項中「行なう」を「行う」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立書」を「審査請求書」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第23条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第31条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「又は決定（以下「判定」という。）」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「不服申立取下申出書」を「審査請求取下申出書」に改め、同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第32条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第33条中「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第35条の見出しを「(裁 決)」に改め、同条第1項中「判定」を「裁決」に改め、「又は決定書（以下「判定書」という。）」を削り、同条第2項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に改める。

第36条の見出し中「判定書」を「裁決書」に改め、同条第1項中「判定書の写」を「裁決書の写し」に、「判定」を「裁決」に改める。

第37条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第38条及び第42条第1項中「判定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市公平委員会

委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第2号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成18年公平委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第3条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市公平委員会

委員長 小 谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第3号

再就職者による依頼等の届出の手續に関する規則

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、公平委員会が定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した書面を公平委員会に提出して行うものとする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 職

(4) 依頼等をした再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）の氏名

(5) 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位

(6) 依頼等が行われた日時

(7) 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

* * *

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

宮津市公平委員会
委員長 小谷 淳 一

宮津市公平委員会規則第4号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項、議会事務局の項及び教育委員会事務局の項を次のように改める。

市長部局	理事、部長、次長、課長、参事 総務課 行政係長、職員係長及び給与・人事担当の上席の係員、秘書 広報係長 財政課 予算係長 企画政策課 企画調整係長
議会事務局	事務局長、次長、課長
教育委員会事務局	教育長、教育次長、課長、参事

別表第1備考中「平成18年規則第15号」を「平成28年規則第2号」に、「出納管理室」を「会計課」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

監 査 委 員

〈規 程〉

宮津市監査委員規程第1号

宮津市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市監査委員 稲 岡 修
同 徳 本 良 孝

宮津市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

宮津市監査委員事務局処務規程（平成9年監査委規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事務局次長（以下「次長」を「事務局長補佐（以下「局長補佐」に改める。第3条第2項及び第4条中「次長」を「局長補佐」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

〈公 表〉

宮津市監査公表第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年3月25日

宮津市監査委員 稲 岡 修
宮津市監査委員 徳 本 良 孝

平成27年度 定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

平成28年1月6日から平成28年3月25日まで

3 監査の方法等

平成27年4月1日から同年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全室・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により行った。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、概ね適正に行われていると認められた。

引き続き、事務・事業の執行に当たっては、法令、規則等に基づき適正な執行、管理に努めるとともに、宮津市の財政状況が極めて厳しい中で、行財政の効率的かつ適正な執行が求められていることに鑑み、事業の目的、意義、さらには経済性、有効性といった視点を十分に踏まえながら公共の福祉の増進に努められることを期待する。

平成27年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

部局別職員数の状況

部局	室等	定数	職員数 平成27年4月1日	職員数 平成26年4月1日
市長事務部局	理事	185人	1人	-
	(企画総務室)		-	25人
	総務室		24人	-
	自立循環型经济社会推進室		8人	13人
	財務室		19人	19人
	市民室		22人	24人
	健康福祉室		48人	47人
	観光まちづくり推進室		11人	-
	産業振興室		17人	21人
	建設室		27人	27人
	出納管理室	4人	4人	
	小計	185人	181人	180人
	議会	5人	4人	4人
	教育委員会	48人	38人	40人

選挙管理委員会	1人	0人	0人
公平委員会	1人	0人	0人
監査委員	2人	1人	1人
農業委員会	3人	2人	2人
公営企業	15人	12人	13人
合計	260人	238人	240人

職員数は、前年の240人から238人へ2人の減員が図られている。平成17年の300人から比較すると62人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的には概ね適正に行われていると認められた。引き続き、事務の取扱いについては、法令、規則等に基づき執行することとし、「財政健全化計画2011」の着実な推進に努められたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、平成27年4月1日から10月31日までに執行された委託業務、工事・修繕、補助金及び貸付金の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部局別	室局別	事務事業の件数				合計 ~	前年度 合計
		業務委託	工事・修繕	補助金	貸付金		
市長 事務 部局	(企画総務室)						80
	総務室	55	4	22	1	82	
	自立循環型経済社会推進室	10		20		30	17
	財務室	14	1		1	16	20
	市民室	50	13	2		65	91
	健康福祉室	85	1	14		100	110
	観光まちづくり推進室	8	2	12		22	
	産業振興室	14	4	21		39	68
	建設室	75	61	4		140	146
	出納管理室						
小計		311	86	95	2	494	532
議会		2				2	2
教育委員会		43	6	20		69	82
選挙管理委員会							
公平委員会							
監査委員							
農業委員会		1				1	1
合計		357	92	115	2	566	617

(市民室に係る美化事業、資源ゴミ報奨金については、一括してそれぞれ1件とした。)

事務事業の件数を前年度同時期と比較すると、計51件減少している。内訳は、業務委託が24件、工事・修繕が39件減少し、補助金が12件増加している。なお、貸付金は増減なしである。

4 契約事務について

(1) 契約状況

業務委託について

○ 監査対象とした業務委託 357件の契約方法は、指名競争入札 29件(8.1%)、随意契約 328件(91.9%)となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件 数 (件)	構 成 比 (%)	件 数(件)	構 成 比 (%)
条件付一般競争入札	0	0.0	0	0.0
指名競争入札	29	8.1	44	11.5
随 意 契 約	328	91.9	337	88.5
計	357	100.0	381	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

委託業務の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	業 務 委 託		前年度の業務委託	
	件数(件)	構成比(%)	件 数(件)	構成比(%)
10万円以下	62	17.4	65	17.1
10万円超 50万円以下	126	35.3	138	36.2
50万円超 100万円以下	45	12.6	45	11.8
100万円超 500万円以下	74	20.7	85	22.3
500万円超 1,000万円以下	22	6.2	19	5.0
1,000万円超	28	7.8	29	7.6
計	357	100.0	381	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、1年間の額で区分した。)

○ 指名競争入札による29件の入札者数は次のとおりであった。

随意契約によるもの328件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分	契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 り 業 者 数				前年度契約件数	
		なし	1者	2者	3者以上		
条件付一般競争入札							
指名競争入札	29				29	44	
(167条の2第1項各号の要旨)							
随 意	第1号 予定価格が範囲内	169	24	104	13	28	161
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	146	30	115		1	164

契約	第3号 福祉団体等との契約	8		8			6
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第5号 緊急の必要により						1
	第6号 競争入札に付することが不利	1		1			4
	第7号 時価に比して著しく有利な価格						
	第8号 競争入札に付し入札者が無い	4		4			1
	第9号 落札者が契約しないとき						
	小計	328	54	232	13	29	337
	計	357	54	232	13	58	381

工事・修繕について

○ 工事等に係るもの 92件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの 51件(55.4%)、随意契約によるもの 41件(44.6%)となっている。なお、一般競争入札及び条件付一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等		前年度の工事等	
	件 数(件)	構成比(%)	件 数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札			2	1.5
指名競争入札	51	55.4	76	58.0
随意契約	41	44.6	53	40.5
計	92	100.0	131	100.0

○ 契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工 事 ・ 修 繕		前年度の工事・修繕	
	件数(件)	構成比(%)	件数(件)	構成比(%)
50万円以下	26	28.3	24	18.3
50万円超 130万円以下	20	21.7	31	23.7
130万円超 300万円以下	11	12.0	22	16.8
300万円超 1,000万円以下	17	18.5	34	25.9
1,000万円超 5,000万円以下	13	14.1	13	9.9
5,000万円超 1億5,000万円以下	5	5.4	6	4.6
1億5,000万円超			1	0.8
計	92	100.0	131	100.0

○ 指名競争入札による 51件の入札者数は、次のとおりであった。

随意契約による 41件について地方自治法施行令第167条の2第1項各号に規定する随意契約とする根拠規定の区分毎の見積り者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積り業者数別の件数

契 約 区 分 (167条の2第1項各号の要旨)	契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 り 業 者 数				前年度 契約件数
		なし	1者	2者	3者以上	
条件付一般競争入札						2
指名競争入札	51				51	76
第1号 予定価格が範囲内	28		22		6	36

随 意 契 約	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	12		10	2		16
	第 3 号 福祉団体等との契約						
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約						
	第 5 号 緊急の必要により	1		1			1
	第 6 号 競争入札に付することが不利						
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格						
	第 8 号 競争入札に付し入札者が無い						
	第 9 号 落札者が契約しないとき						
	小 計	41		33	2	6	53
計	92		33	2	57	131	

(2) 契約、文書事務について

文書事務について

文書事務に係る不適切さについては、これまでから厳しく指摘してきたところである。職員が作成した文書は公文書であり、意思決定の証拠書類であるが、情報公開の対象となる文書であるという認識が希薄であると思われる。例えば、決裁日が未記入のものや日付が読めないもの、決裁印等の押印漏れや押印が雑なもの、決裁過程での文言等の不備なものの訂正が行われていないもの、また、庶務担当係長会議において徹底が図られているが、文章等の訂正が行われても訂正者が不明で、決裁後に確認できないなど、公文書として完成度の低い文章が多数見受けられた。

室・係において、書類の点検、確認を確実に行うとともに、上司においては適正な事務処理が行われるよう指導されたい。

印紙について

契約関係書類の印紙については、昨年度、印紙税の軽減措置に係る不適切な事務処理について指摘したところである。こうした中、庁内全体で、概ね改善が図られたが、中には、軽減措置が適用されない請負契約に軽減措置後の印紙が貼付されたり、消費税額を含んだ契約金額に対する印紙が貼付されているケースが見受けられた。

今後、契約金額を踏まえて印紙の税額等適切な事務処理がされることを期待するものである。

契約状況について

・ 随意契約と競争入札の割合

前年度と比較し、業務委託に係る契約件数は 24 件の減、工事・修繕についても 39 件減少している。

業務委託に係る契約方法は、指名競争入札が 29 件 (8.1%)、随意契約が 328 件 (91.9%) となっており、大部分が随意契約で執行されている。

工事・修繕については、指名競争入札が 51 件 (55.4%)、随意契約が 41 件 (44.6%) となっており、競争入札と随意契約の割合を前年度と比較すると随意契約の比率が 4.1% 高くなっている。

また、随意契約のうち、業務委託の 232 件 (70.7%)、工事・修繕の 33 件 (80.5%) が 1 者見積もりで行われている。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であり、その中でも 1 者随意契約を採用する場合には、「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保にも十分配慮して運用されるよう要望する。

契約書の作成について

契約書については、契約の目的によって基準契約書が示されているところであるが、基準契約書A、Bにおいて、マニュアルでは、表紙部分の契約保証金の欄は「円」（契約保証金がない場合は「免除」）であるが、「有・無」と表示し、どちらかを選択しているケースが多数見受けられた。

また、契約保証金が免除となっているにもかかわらず、契約保証金の条項が削除されていないケースも多くあった。

契約事務については、前年度の監査結果を踏まえ、庶務担当係長会議において全庁的な指導がなされたところであるが、今後もより一層、適正に契約事務処理が執行されるよう、職員への周知を徹底されることを強く望むものである。

5 補助金について

監査対象とした補助金は115件で、前年度から12件増加している。監査を行った交付事務については、概ね適正に行われていると認められた。

各種団体への補助金の交付に当たっては、対象団体の公益上の補助の必要性の有無、補助の有効性などについて、当該団体の決算書、予算書等を精査し、その事業の目的や効果、支出の根拠と積算の妥当性を明確にするとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税をはじめとする各種収納金の収納対策については、行政改革の中でも重要な柱として、地方税機構による法的処分のほか、給水停止の実施、年3回の徴収強化月間による電話催告や臨戸訪問など収納率向上に努められているところである。しかしながら、日常業務の優先性や職員体制などから、収納業務への適正な対応が難しい室・係も見受けられるが、横断的に柔軟な協力体制を確保され、負担の公平性と財政健全化の推進の観点からも、職員の専門的知識の向上に努められ、従来慣例に捉われることなく滞納者の実状を把握した上で、引き続き効果的な対策を積み重ねながら、粘り強く徴収活動を進められたい。

また、口座振替の利用促進に向けての周知に努めるとともにコンビニ納付等の新たな収納方法の研究を行い、自主納付・納期内納付など収納率の向上に努められたい。

農業委員会

〈告 示〉

宮津市農業委員会告示第4号

宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

宮津市農業委員会

会長 藤 井 忠

宮津市農業委員会規程の一部を改正する規程

宮津市農業委員会規程（平成8年農委告示第7号）の一部を次のように改正する。

第8条中「すべて」を「全て」に、「副室長等共通専決事項」を「課長等共通専決事項」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会

《規 程》

宮津市固定資産評価審査委員会告示第 1 号

宮津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年 3 月31日

宮津市固定資産評価審査委員会
委員長 志 達 正 一

宮津市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

宮津市固定資産評価審査委員会規程（昭和29年告示第28号の 1 ）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第14条」を「第13条」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。